

平成21年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎 和 彦 3番 松 尾 仁 4番 漆 原 悦 子 5番 中 山 五 雄 6番 矢動丸 博文 7番 井 上 正 宣 8番 伊 東 盛 雄 9番 岡 光 廣 10番 吉 富 隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教育長職務代理者 鶴 田 良 弘 会 計 管 理 者 池 田 豪 文 総 務 課 長 江 頭 典 雄 住 民 課 長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 北 島 徹 建 設 課 長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 岡 義 行 産 業 商 工 課 長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 大 隈 忠 義 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 長 川 原 源 弘 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 島 日 出 夫
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小 野 清 人 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年9月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. からつ競艇場外舟券発売場について 2. 米多坊所線の道路について 3. 福祉バス「のらんかい」について
2	8番 伊東盛雄	1. 条例の整備について 2. 新型インフルエンザの対応について
3	3番 松尾 仁	1. 危機管理について 2. 行政（組織）について 3. 財政の健全化について
4	4番 漆原悦子	1. 負担金について 2. 学校給食について 3. 健全育成について

午前9時27分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目に、からつ競艇場外舟券発売場について、場外舟券発売場（ミニポートピアみやき）の建設について、上峰町に何の説明もないまま建築工事がされているが、武廣町長に

何か説明があったのか、ないのか、今までの経緯を説明してもらいたい。

それから、2番目に米多坊所線の道路について、全線の拡幅を、特に松尾建設の西側、平井内科の東側の拡幅を、ここは大変狭くて危ないという意見がたくさんあっておりますので、一般質問で取り上げております。

それから、福祉バス「のらんかい」について、路線の変更をということで、この問題は19年3月にも質問を私がしておりますけれども、何ら変更がない。平井内科の近くにバス停をつくってもらいたいという意見が患者さんからかなりあっておりますので、その辺の答弁をよろしく願います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

からつ競艇場外舟券売り場について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでの町としての行動をお知らせいたします。

場外舟券売り場（ミニポートピアみやき）に関する記事が、去る7月15日に出されまして、その後、切通地区の町民の皆さんの集まりに、私、参加させていただきました。その際、切通区長さんの要望書を区長さんとともにみやき町に提出するために、みやき町長と日程調整をしておりました。そのすぐ後、8月の区長会にて、これは切通地区の問題でなく、町全体での問題だということで取り組んでいただきたいという各区長さんの意見を受けまして、私が窓口となり、対応してほしいと要請を受け、今、前述したような内容の旨をみやき町に説明に参りました。みやき町長とお話しする中で、みやき町も施工者ではないということで、次にウェルビジョン九州に同様の話をしに行った次第でございました。

説明会の要望もございましたが、建設にかかわる説明会は、既にみやき町の西寒水地区にされており、当該施設等の許可の取り扱いについては、当該場外券売場の所在する自治会の同意、そして市町村長の同意及び市町村議会が反対を議決していない以上、開催する必要性はないと、そういった法律といたしますが、通達があると確認いたしました。

しかしながら、ウェルビジョン九州さんも隣接自治会の不安の解消の意味でも、渋滞解消の取り組みについて口頭で、例えば、ガードマンの配置など説明を受けました。後日、議会にも住民団体から請願が提出されたことがあり、私は議長とともに8月31日に質問状を提出させていただきました。9月4日の区長会にて質問状の回答をいただき、各地区区長さんへ御説明申し上げた次第でございます。

以上がこれまでの経緯でございます。

5番（中山五雄君）

武廣町長、私は、引き継ぎがあったのか、ないのかということで、それもちょっと聞いて

いたんですけれども、今、答弁がそれは入っていなかったみたいなんですけれども、そしたらちょっと2回目に聞きますけれども、県道から入るこの道路は、上峰町側は平成2年9月に町道井手口西寒水線、中原町側は町道西寒水井手口線として、道路認定がされている中原中央公園のための専用道路として建設されていると聞くが、この中原都市公園建設時に中原町は都市計画区域指定にされておらず、上峰町が名義貸しで建設をされたと聞く。もちろん、建設費も応分の負担がされているというから、からつ競艇場か、ウェルビジョン九州から、何か説明があってしかるべきじゃないかと私はそう思いますが、今までの流れについて、総務課長、それから企画課長、その辺の引き継ぎなり、説明なり、今まで受けたことがあるのか、ないのか。

それと、今の企画課長がかわられて長くならないから、もしないと言われるならば、前企画課長、答弁をお願いしたい。それと、町長も3月にかわられて、私もその辺ははっきり聞いていないということならば、前町長からの何の話し合いも説明もあっていないのか、あるのか、まずそれを聞きたい。その辺の答弁をよろしくお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問でございますが、引き継ぎがあったかなかったかということについてお答えいたします。7月15日の新聞記事を見るまでに、私は前町長からこのポートピアに関する件で引き継ぎを受けたことはございません。7月15日に新聞が発表なされ、その後前記しましたような声を受けて行動をしたわけでございます。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

お答えいたします。

先ほど、御質問のポートピアの関係、あるいは井手口西寒水線、道路の関係について、引き継ぎを受けたことは一切ありません。

企画課長（北島 徹君）

おはようございます。

ポートピアに関してのお尋ねでございますが、企画課のほうに書類を預かっているというような状態のものがございます。2月2日付で、みやき町の末安町長さんより設置計画について、施工者であります唐津市と行政協定を締結したということで、隣接している上峰町についても何かにつけ御配慮をいただきたいというのが2月2日付の文書として参っておるようでございます。

それに対しまして、本町から隣接地であるということで、何かにつけみやき町さんとして配慮していただけるというふうには思っておりますが、その点につきまして、重ねてよろしくお願ひしたいということで、施工者であられます唐津市さんについてもそういう旨をお伝えいただきたいということで、うちの町長名でみやき町の末安町長さんのほうに文書を出し

ております。それが2月5日付でございます。一応、企画課で現在、私が把握しております文書はこの2点でございますが、これを企画課のほうでお預かりをしているという状況でございます。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問にお答えします。

加えて補足ですけれども、前町長様からこのポートピアの件について、引き継ぎは受けておりませんが、今、企画課長申しましたように、平成20年2月2日、そして平成20年2月5日、文書のやり取りをしているということは承知いたしております。

申しわけございません。平成20年と申しましたが、平成21年の間違いでございます。失礼いたしました。

5番（中山五雄君）

今の答弁の中で、2月2日にみやき町の町長からできるだけ配慮はするということで話があったと。これは大川町長の話ですね。5日に末安町長にそういうふうで話をされた。そしたら、私、ちょっと聞きますけれども、配慮をするて、何か配慮がありましたか。まず、その辺の答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番議員の御質問でございます。配慮があったかと、みやき町ウェルビジョン九州さんからこの工事について配慮があったかということで申し上げれば、先ほど申しましたように、当該施設設置等の許可の取り扱いについては、当該場外発売場の所在する自治会の同意と市町村長の同意及び市町村の議会が反対を議決していない以上、説明会等も開催する必要はないという法律で決まっております、その上でウェルビジョン九州としてはガードマン等の設置、そして、こうした渋滞解消、交通問題、青少年問題、そうした問題について議論する場として環境委員会というものを設置されておまして、そこで問題の解消をされるというふうに聞いておるところでございます。

5番（中山五雄君）

私は、前企画課長川原課長にも何かその辺の話があっていないかということで聞いていたんですけれども、答弁がっておりませんが、その辺もこの次、ちょっと答弁をしてもらいたいと思います。

この道路は、小・中・高の通学路にもなっているので、青少年の健全育成の面、交通渋滞の面、子供たちの安全面、防犯対策はどうなっているのかということに特に切通、井手口地区、それから隣接する民家、企業、大変な心配をされているが、その辺の対応の説明もないが、隣接する上峰町の同意はとらなくていいのか。町長、その辺の同意をとらなくていいような話でされたんですけれども、この道路をつくったときの経緯を、さっき私、質問の中に

言ったんですけれども、これでもとらなくていいものかどうか、その辺の答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番議員の御質問でございます。

隣接する自治会の同意の必要がないのか、この道路のいわゆる建設の経緯を踏まえても、同意の必要がないのか、地元自治会の同意の必要がないのかということでございますが、これはウェルビジョン九州さんから平成21年9月2日付で私が議長と御質問状を提出した回答でございますけれども、読み上げます。

「地元同意の必要性については、海総第148号、海上技術安全局総務課長名で場外発売の設置確認について、別紙通達第4号において、地元との調整については、当該場外発売場の所在する市町村の自治会、または町内会の同意、市町村の町の同意及び議会が反対を議決していないことをもって、地元との調整がとれていることとする」と記述されている。この中で、地元自治会と町の同意を双方求められているので、町としては地元自治会（西寒水区）の同意及びみやき町の同意が必要とされており、みやき町西寒水地区の同意、みやき町については唐津市との行政協定をもって、町同意とする指導がっておりますという回答をいただいております。

5番（中山五雄君）

今、町長のほうから答弁がありましたけれども、そしたら、私もこれは20年3月に福田総理が出されている文を読みますけれども、「場外発売場の設置により、影響を受ける住民の意見については十分に反映されているものと認識しており、今後ともこれまで同様の手続において、場外発売場の設置より影響を受ける住民の意見が十分に反映されるように努めてまいりたい」ということで返事がありますけれども、この場外舟券発売場については、これはもう大変な問題だと思うんです。

みやき町さんは、議会でも全部承認をされたかもしれませんが、私は上峰が一番、要するに被害というか、迷惑がかかるんじゃないかなと。みやき町さんの西寒水線のほうはかなり離れております。距離からすれば上峰が一番近いんです。それと、あそこの道路が切通側からこっちは上峰町の町道なんです。上峰町が管理しているんです。それで何の了解もとらないで営業していいのか。要するに、真っすぐ舟券場外発売場から県道に入るわけじゃないでしょう。上峰町道を通るわけでしょう。その管理は上峰がしているわけでしょう。だから、これは何の説明もないこと自体が一方的な取り扱いではないかと、不平等扱いではないと、そういうふうに私は思います。

これは隣接する住民の皆さんのためにも、やっぱり町長は隣接する町民の皆さんと一緒に、企業あたりも一緒に、やっぱりいろんな不安と言われております。ばくち場とって、要するに、人間というのは負ければ人間が一番感情の動物で、余り負けてその辺に当たり散らす

人も出てくる可能性もあります。一番は、小さな子供たち、特に女の子を持っておられる親御さんたちは、そういう人たちが夜9時までもあるというならば大変心配という声も出ております。だから、これは絶対上峰として、やっぱりみやき町の町長さん、それから唐津競艇場、ウェルビジョン九州あたりにきちっと話をし、その辺を調査して、本当にそれでも同意をとらなくて、上峰に同意どころか説明もしないでされるものか、その辺をはっきりしてもらいたいと思います。その辺の答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番議員の御質問でございます。内閣総理大臣の答弁を今出されましたけれども、それと、この通達文書、どちらが法律的に効果があるかということになると思いますが、私はウェルビジョン九州さんが申されておりますとおり、法律にのっとって建設をされているという旨で理解しております。それはそれとして、おっしゃるように県道坊所城島線ですか、あそこの出入口は町の管理だということで、これまで説明をされてこなかったということについては、違和感はあるわけでございますので、今後、あそこの使用について、こちらから住民の渋滞解消、そして青少年、小・中学生、高校生通っておりますので、何らかこちらからきちっと要望等を申し述べていくつもりでございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

この問題については、これが最後の質問になるかと思っておりますけれども、これは本当にある企業の従業員が、要するに、今までそういうばくちをしたことがないと。でも、ほんなそばにできたら、どうしてもやりたくなるのが人間でしょうねというような話も聞いております。もし、そういうふうになった場合に、例えば、それはのめり込んだら自分が一番悪いんですけども、そういうほんなそばにそういうものができたら、いろんな影響があるんじゃないかなと。法的に同意書をとらなくていいにしても、上峰町の今の実態、道路にせる、通学路にせる、その辺をやっぱりきちっと話をしないと。

だから、町長、これはあなたが上峰のトップとして、きちっとその辺を調査され、話し合いをしていてもらいたい。これは住民のために、我々議会も、私も一議員として、町長から話があれば、私は同行して一緒にやっていきたいと思っておりますから、その辺、上峰の住民の人たちのためにも、このまま上峰が何一つ言えないで、そのままこの営業が始まるものかな、それは余りにもしたことはないかな、住民無視につながりはせんかなと。

井手口、切通は、特にあの辺は大変。もし何か起きて、誘拐とか女の子にいたずらとか、いろいろあって、それからじゃ遅いもんですから、その辺の対応も競艇場さんなり、ウェルビジョン九州さんなり、どういうことをやりますということをきちっと契約を交わしてもらいたいなという意見です。その辺、町長の考えを最後をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5 番議員おっしゃいますとおり、本当に住民の不安を解消するという意味で、また小・中・高校生の通学路でございまして、この危険箇所、未然に防止するという意味で、私から要望を上げていくつもりでございます。この交通問題、ごみの吸い殻、そして風紀、防犯、青少年への対応、これはウェルビジョン九州ポートピアの中の行政、施工者、競走会、施設会社、地元自治会などをメンバーとする環境委員会というものが設置されております。地元との調和を図って、問題の発生を未然に防ぐという意味で設置されておりますので、そこに働きかけていきたいと思っております。議員のお力もしっかりかりながら、町を挙げて個々の要望については取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

米多坊所線の道路について、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。

町道米多坊所線の全線拡幅、特に松尾建設西側及び平井内科東側の拡幅をとの中山議員の御質問にお答えしていきたいと思えます。

一部、この後の福祉バスとの関連もございましてと思えますけれども、私のほうからは、この町道につきましては、延長約1,166メートル、平均幅員といたしましては6メートルの2級道路であります。上峰町道路規則によりますと、2級道路とは基幹道路網の形成に必要な道路ということで、集落とこれに密接な関係ある一般道路、県道、または幹線1級町道との連絡をする道路となっております。

まさしくこの道路につきましては、県道神埼北茂安線から野菊の里を通って、リックなかはらの1級町道下津毛三田川線に通ずる基幹道路でございます。この道路の拡幅となりますと、道路構造令から申し上げますと、車の離合ができる最低約6.5メートルの計画をしていくような形になるかと思えます。全路線を約6.5メートルの道路拡幅になりますと、全体の延長からいきますと、約800メートルの延長での拡幅工事、また議員がおっしゃる松尾建設西側と平井内科東側の拡幅になりますと、両区間で約230メートルの拡幅区間が必要になるかと思えます。現在、財政難の中で、今、建設サイドで地区からの要望等の事業も多く抱えておまして、その事業も財政の困窮の中で約5年以上進んでいない状況となっております。

ただ、そういう状況の中で、特に昨年度完成いたしました町道西峰東西2号線の避難道路までの基幹道路といたしまして、非常に必要性のある道路と認識いたしております。特に、平井内科の東側につきましては、幅員約4.5メートルから5メートルということで、非常に見通しが悪く、事故等の発生が懸念されるところでございます。しかし、この区間につきましては、工事費以外に用地費、補償費等の費用が出てくる区間でもあります。先ほども申し上げましたとおり、財政面の厳しい中、早急な取りかかりについては非常に難しいかと思

ますけれども、私の答弁は以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、江崎課長のほうから、大変、財政難で厳しいということで答弁がありましたけれども、それはもう私も十二分にわかっております。ただ、土地とかなんとかの補償費とかと言われるますけれども、まずはこの前、私ども大字前牟田地区区長さんたち初め、役場の職員さんたちも一緒に環境美化活動で回って、あそこの松尾建設の西側の道路、要するに、あそこは土地を買う必要もないし、水路に側溝、松尾建設側にいければ、今の道路が土坡を打って、かなり道路が広がるんじゃないかな、拡幅がとれるんじゃないかなと。だから、側溝だけいければ、あとは土坡で、要するに犬走りを余計つけて、真っすぐのりをつければ、そして、その広がった分を舗装すれば、それは大してお金がかからないんじゃないかなと。されるところからまずですね。

しかも、あそこは入り口が神埼北茂安線で県道になっております。非常に危ないんです。あそこは4トン車あたりが通ったら、要するに子供さんたちが自転車で行ってたら、もうおりなくちゃ走れません。だから、うちの上米多地区の区長さんも、ここはどうしてもやってもらいということで、要望をそのときにもされておりましたから、ぜひそこは何とか早急でも、金がないのはわかっておりますけれども、その部分だけなっとん先にやってほしいなという気持ちで今言っておりますけれども、その辺、いかがですかね。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの中山議員さんの質疑でございますけれども、松尾建設の西側の水路につきましては、一応言われるとおり水路幅がございます。それを利用しながらの道路拡幅は可能だと思います。県道に抜けています排水路の大きさにつきましても、今現在、県道の下につきましては、約1メートルのボックスが入っておりますので、その上流の排水路の形成といたしましても最低先ほど言いました1メートルの側溝を敷設すれば、排水的には大丈夫かと思いません。

そういう中で、そのこの地区についての拡幅については、先ほど言いました費用的なものはそう変わらないと思っておりますけれども、町道米多坊所線の全般的な流れを見ますと、先ほど私が言いました平井内科の東側のあのカーブの必要性からいきますと、まずこの路線につきましては、そのこのカーブの解消を先にするべきではないかということで、一応建設課としては考えております。

あと、ただ先ほど言いました費用等になりますと、拡幅に必要な買収及び補償費等がかかりますので、なかなかそこについての単独費での改修ができるかといいますと非常に難しいということにはなりますけれども、順番的に路線的な形成を見ますと、まずは平井内科の東側を優先的にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

平井内科の東側のほうから優先的ということ、それはもちろんそれもいいです。ただ、そんならこっちの米多の入り口のところは、松尾建設の西側の道路については、何もしないということは非常に危ないんです。だから、あそこにくいか何か打ってロープでも張ったり、とりあえず工事をされるまで何か目立つような、あの舗装からすぐ、舗装の方からどんと落ちていくんですよ。だから、草が植わっているときはそれが見えないんですよ。だから、本当にあそこは危ないもんですから、その辺の対応は大してお金はかからないと思うんですよ。だから、その辺のくいを打って、簡単にロープなり何なりを張って、目立つような形をとるか何かはできないものか、その辺の答弁をお願いします。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの中山議員さんの質問でございますけれども、おっしゃるとおり、工事的には6メートル50と私が言いましたけれども、それをこだわらないという形になりますと、まず、側溝整備と別に道路を主体的に考えますと、そのような対応も可能かと思えます。ただ、危険防止のロープ等の設置だけじゃなくて、あくまでもあそこの横の排水路等が結構広うございますので、今の幅員だけじゃなくて、なるべく広くなるような形での、そのような状況での危険防止という中を一緒に考えながらすることは可能だと思えますので、それについては前向きに検討していきたいと思えます。

5番（中山五雄君）

簡単なロープを張ってこうこうやなくて、そういうふうな前向きにやっていくということ、なおさらいいことですが、前向きに行政側はいつも言われますけれども、いつごろまでそれができるものか、大体のおおよそのあれでいいですから、その辺の答弁をお願いします。この問題は質問を終わりたいと思えます。

建設課長（江崎文男君）

先ほどからも申し上げておりますけれども、なかなか財政的に困窮している中でございます。そして、なおかつ、まだ総合計画の中にまずのせていないというのが1つ問題ありますので、まずは総合計画の中にのせまして、やっていかねばならないかと思えますけれども、一応、いつまでかということにつきましては、ちょっとここでは控えさせていただきます。と思えます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

中山議員、よろしゅうございますか、それで。

5番（中山五雄君）

はい。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。

福祉バス「のらんかい」について、執行部の答弁を求めます。

福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、5番中山議員の御質問の通学福祉バス「のらんかい」についてで、路線の変更という御質問ですけれども、この「のらんかい」バスについては、平成12年4月に37カ所のバス停で運行を開始しまして、平成16年12月にその運行の経路の一部変更を申請し、現在40カ所のバス停で、1日往復7便の運行をいたしております。

御質問の路線の変更ということで、現在、西峰東西2号線が新しくでき、櫻寺線、下坊所の佐渡宮前の道なんですけれども、これも拡幅ができ、それを踏まえまして、運行可能な道路かを検討し、現在の運行ルートとのアクセスも考えて、できるだけ住民の要望に沿えるように委託しております上峰タクシーさんとも協議をしながら検討をしてみたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

5番（中山五雄君）

この問題は、もう最初言いましたとおり、19年3月にも質問しておりますけれども、何ら変更があっていない。私が、数名の方ですけれども、それとそこのある方からも聞いておりますけれども、「のらんかいバスは、これは税金で動いているわけでしょう。こっちは全く回っていない」と。一番のあれは、これは固有名詞を出しておりますけれども、平井内科の患者さんたちが非常に困る、不便だと。要するに、孫とか子供とかおった場合には送ってもらうけど、どうしてもいない場合はタクシーで来てタクシーで帰ると。そしたら、医療費よりもタクシー代が高うつくと。「こっちにも、ほんなそばにはなくても周辺にとまるような形はできるでしょうもん」というような意見がかなりあったんです。だから、今、福祉課の岡課長が「前向きに検討します」と。これは前回もそういうことやったんですから、これはあの辺のリックなかはらさんのちょっと東より、変形五差路のところも広がっているし、それから西峰住宅のあの辺も広いところがあるもんですから、「あの辺ならなんとか歩いてぼちぼち行けるかな、なるだけなら近くがいいですけど」ということで意見が出ておりますけど、その辺いかがですかね。

福祉課長（岡 義行君）

ただいまのリックなかはらさんのところ辺ということで御質問がありましたけれども、まず、あそこの変形五差路、あの部分で考えますと、まず1点が、上坊所内の抜ける道なんですけれども、あそこにつきましても現在の道路状況で行きますと、通行できないような状況です。それから、中学校から南に下る道、下坊所の中を南に行く道、それから先ほど出ました平井内科の東側の道路、この4道路がちょっと通行が拡幅関係でできないような状況ですので、リックなかはらのところまで行きますと抜ける道がございません。そういう中で、現

在、西峰東西2号線、あるいは下坊所の中の檜寺線、こういうのが拡幅できておりますので、それを利用するような方向で検討をしたいと思っております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の路線変更という御質問でございますが、私もいろいろ町民の方々と接する中で、平井内科さんの患者さんであろうと思いますが、おりの場所が中学校前の停留所しかなくて、そこから歩いて行かなきゃいけないという声はよく聞くわけでございます。

路線変更が三上地区の場合ですが、三上地区内には、今、中学校西側に三上入り口のバス停がございます。当初は、三上公民館前バス停がございましたが、道幅が狭く、離合が困難であったため、現在は三上入り口バス停に変更されておると聞いております。

三上地区に運行を検討して、課長にも検討していただきましたが、吉野ヶ里町堺の三上開拓線から西峰東西2号線を通り、下坊所に行くルート。または、三上開拓線から下津毛三田川線の上峰タクシー三上営業所を折れ、坊所児童公園ですね、あそこを通り、重松鉄工所前を通過し、下坊所に行くルートなどを検討しまして、運行ルートについては再度委託しております上峰タクシーと協議しながら前向きに進めていきたいと思っております。

5番（中山五雄君）

要するに、リックなかはらさんの東側のほうに、あとは今度、上坊所内のほうに抜けられないということですけども、三上の森園海征さんところのあの角を相談をして、土地を少し買って、そしたら三上のほうに曲がっていくと思うんですよ。上坊所の中のほうに行かなくても、一たんあそこまで来て、おろして、また少し戻っても、ものの5分はかかるかなというような感じですから、その辺ぐらいはちょっと努力をされて、交渉に行かれて。

やっぱり福祉バスですから、皆さんが利用できる、あそこに行けるようになれば、もっと利用者がふえるんじゃないかなと。だから、やっぱり町長、あなたも若いですし、なられて長くなりませんけれども、その辺の改革を一生懸命きちっとやっていただきたい。私も協力できる部分は何なりと言ってもらって協力をするつもりでおりますから。

これは一方的な云々やなくて、正直言って、あるおばあちゃんは「差別じゃないか、何でこっち通さんか」と。実際、バスの幅が広くてこうですよという説明はしているんです。でも、なかなか「こっちも通るようにあの辺とまられるやろもん。大きな車4トン車あたりも通っているじゃないか」ということで言いんさっですけども、その辺もあるもんですから、議会だよりもきちっと載せてやっていかなくちゃ、その人たちは一々行って話ししているわけじゃないもんですから、議会だよりを見ているということではおられるもんですから、その辺を早急に、皆さんののらんかいバスがあってよかったと思われるようなのらんかいバスにしてほしいなと思っております。その辺の答弁をいただいて質問を終わります。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございますが、先ほど申しましたように、私も町民の意見の中で病院通い、通院されている方の意見を聞きながら、下津毛三田川線の上峰タクシー三上営業所、あそこから三上の児童公園を通る際の間あたりに停留所をつくることができないかと、前向きに検討した上で、今発言をさせていただきました。

路線の変更申請についても、変更申請を九州運輸局に提出すれば、3カ月ぐらいで許可がおりると。4月1日から計画すると、ことし12月中には申請手続が必要であるということでございます。その辺のことをしっかり今後、担当の課長と協議しながら、ぎりぎり曲がれるところがあるという報告を受けたので、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

5番中山五雄君の一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

8番（伊東盛雄君）

皆さんおはようございます。8番伊東盛雄です。2点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、条例の整備について。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律というのがございますけれども、職員の派遣に関する条例は我が町にはつくってありません。それから、現在、実質公債費率23.7%、健全化法の適用を受ける寸前であります。そこで外部監査に関する条例の制定、そのほか、まだまだ条例の整備が不備な点があると思っておりますので、そういう点も含めて条例の整備に取りかかっていたきたい。

それから、2項目は新型インフルエンザの対応について。現在、佐賀県でも1診療科につき、1.9人の患者が出ていると。いわゆる、もう流行期に入っていると。これに対して、特に学校及びいろいろ行事等、学級閉鎖はどういう基準で行われるか。それから行事の中止はどのような基準で行われるか。それから、予防接種についてどのような対応を考えておられるかと。国の基準で医療従事者とか子供とか、基礎疾患を持っている者を優先するというような記事も今報道されておりますけれども、この新型インフルエンザの予防接種は1回当たり6千円から8千円と言われております。子供の場合は2回注射せにゃいかんと。その場合に、いわゆる低所得者とか、母子家庭とか、そういう方々に対して何らかの補助等を考えておられるかどうか、担当課長にお伺いします。

以上2点、質問しますので、よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

条例の整備について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま8番議員の質問の中で、条例の整備について、まず、1点目の派遣に関する条例

についての整備というようなことでございます。

現在、上峰町から一部事務組合等に派遣をしている関係では、合わせて一部事務組合に4名とそれから県税事務所1名、合計5名を派遣しておりますが、それぞれの団体相手と協定書を交わしまして、それに基づいて派遣をし、それぞれ業務を行っているところでございます。構成する他の市、あるいは町等においても同様の手続がされているだろうというふうに思っています。

ただいま御質問の公益法人への派遣に当たっては、御指摘のような条例の制定が必要でございます。現在のところそういう事態はありませんので、今現在、条例の制定はしてありませんが、当然そういう事態が生じたときには、そういう前提に条例の整備というものが皆さん方から御承認をいただかないと、そういう手続に入れないということになりますので、その段階ではそういう整備に当たってはしていきたいというふうに考えます。

また、2番目の外部監査の関係につきましては、財政のほうでお答えすると思いますが、また、ほかの条例、いろんなそういう規定の分について、すぐあるんじゃないかというような御指摘も受けておりますが、これは現在のところは、そういう感覚では私どもおりませんので、今後、御指摘をいただければ、それについては十分検討しながら適切な対応をしていきたいというふうに考えていますので、ぜひともそういう積極的な御意見を賜りたいというふうに思います。

8番（伊東盛雄君）

まず、公益法人の件で申しますと、公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第6条で、「（派遣職員の給与）派遣職員の派遣期間中は給与を支給しない。……派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例に定めるところにより、給与を支給することができる。」ということになっているわけですね。だから、条例がなかったら支給できないわけです。

現在、広域の一部事務組合は協定書でということで、それは必要ないかと思えます。例えて申しますと、社会福祉協議会、これは福祉課長が常務理事になってますね。社会福祉協議会、これは無報酬でということですけど、社会福祉協議会はどこの自治体も条例で派遣先と決めております。佐賀市の条例集を見ていただければ、細部にわたって派遣団体名が書いてあります。それから、これはもう派遣終わりましたけど、北部保育園のほうで民間に、医療法人になったときに2名の職員を職務命令だと言って派遣してありましたけれども、これもちゃんとそういう条例をつくるべきであると、私はそう考えておりますが、再度、答弁をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま、公益法人として社会福祉協議会の関係を御質問いただきましたけれども、今、福祉課長が社会福祉協議会の常務理事ということで役付になっておりますが、現在、御承知

のように役員にはなっているようですが、給料報酬等は一切受けておりませんし、また業務もすべてその中で社協の業務に当たるということでは実態としてはありませんので、これは、私、現段階では必要ないのではなかというふうに考えております。

それから、以前、保育所の関係も申されましたけれども、これはあくまでも派遣ではなくて業務の指導ということでの対応ということをさきの議会でもお答えしてきたつもりでございます。したがって、今後、そういった公益法人に職員を派遣して、そこで専門的な業務は遂行させるということになれば、当然、そういうふうな手続も必要かというふうに思いますが、そういう役員、常務理事という役職での取り扱いについて、そういう整備をするということには考えておりません。

8番（伊東盛雄君）

今までが非常にあいまいであったから私は条例をつくるべきだと言っているわけです。例えば、佐賀市の例を具体的に言います。どういう派遣先かという、社団法人佐賀市文化振興財団、財団法人佐賀市体育協会、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会、社団法人佐賀広域シルバー人材センター、佐賀市土地開発公社、社団法人佐賀観光協会、財団法人佐賀県地域産業支援センター、佐賀市内の土地改良区整理組合と、こういう具体的に条例規則で定めているんですね。それで、もう今現在、そういう派遣の職員ないから必要ないんじゃないかと、今までがあいまいなまま派遣している。だから、こういう条例を整備しておけば、条例に基づいた今後の派遣等もできるんじゃないかと。先に条例を、現在ないから必要ないじゃなくて、将来に向けてぴしっと行政をやるために、条例を定めるべきだと私は考えます。

最後、町長の答弁をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま他の団体の事例を御紹介いただきました。この件については、また私ども再度十分調査をしていきたいと思っております。ただ、冒頭、議員言われました公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この文を読みますと、その中では、条文では条例の必要性、条例によってそういう従事をするというような規定がされております。この中でやっぱり私たちが一番注意すべきなのは、専ら団体の業務に従事するという条項に限られるわけだと私どもは判断しております。したがって、役付をしている関係だけでそういう条例を制定しなければならないというふうな判断はしておりません。

今後、そういう派遣をして、さきの団体、公益法人の中で、専ら職員がその業務に当たるという必要性が出てきたときには、そういった決まりをつくって、きちんとした形での整備をして、皆さん方の了解を得ながら業務に当たっていくことが当然だというふうには思っていますが、現在のところはそういう必要性は感じておりません。

町長（武廣勇平君）

8番伊東議員の職員の派遣に関する条例の制定についてということで、外部監査、職員派

遣等に関する条例の未整備があるということですが、今、課長申しましたように、専らその業務に当たるというところで判断して、条例の制定はないが職員を派遣していると。派遣というか、役員として、常務理事として出しているわけでございます。

ただ、あいまいさを残したままするということが、こうした問題と呼んでいるのであれば、議会の御承認がいただけるのであれば、整備をきちっとしていくことも必要かと、各担当の課長と考えながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

企画課長（北島 徹君）

それでは条例の整備のうち、外部監査、これに関する条例の制定についてという伊東議員のお尋ねでございますので、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものが、20年4月に施行されております。20年度決算から適用されるということになってまいりました。この健全化法の第4条第1項に、「地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、……財政健全化計画を定めなければならない。」という規定をされております。

さらに、同じ健全化法第26条第1項に、「健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、……監査の要求をしなければならない。」というふうに規定をされております。

また、この条文につきましては、読みかえ規定がございまして、これを受けまして地方自治法第252条第41に（監査の特例）というのがうたわれております。さきに「地方公共団体の長は、監査委員に対し、監査の要求をしなければならない。」と申し上げた部分が、「理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。」というふうになってまいります。

なお、この外部監査契約を締結できるものとは、自治法第252条第28の規定によりまして、公認会計士、弁護士、税理士等となっており、外部監査人となっております。

このように地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査につきましては、健全化法等に細かく規定をされておりますので、本庁において条例を制定するという必要はないというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

財政健全化法第26条、今、課長言われましたけれども、これは「財政健全化計画、財政再生計画を定めなければならない地方団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行につ

いて、個別外部監査の要求を行わなければならない」と、ここでもう再建団体じゃなくて再生計画のそこから個別外部監査を要求せにゃいかんわけですね。

それと、このときに、さて実質公債費率が25%になりましたよというときに、それから条例をつくって云々するのか、もう既に条例だけはつくっておくと。そして、外部監査する弁護士とか、公認会計士とか、税理士とか、そういう人の選定を今からしなさいじゃなくて、基本の条例は整備しておくべきじゃないかと私は言っておるわけです。何も人名の選定までここでしなさいと言っているわけじゃなくて、条例は最低つくっておくべきだと。これは監査必携にも条例の案文はちゃんと出ております。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「要ります」と呼ぶ者あり）きちっと8番議員はここで言ってください。答弁が必要は必要と言ってくださいよ。答弁要るんですね。

企画課長（北島 徹君）

先ほど、私のほうが事例的に外部監査人という方々はどのような方々が外部監査人になるということを列挙しましたが、そのことがちょっと何か勘違いを誘発するような発言になったようでございますが、先ほど申し上げましたように、例えば25%を超えますと、もう自動的に外部監査を導入するという必要が出てまいります。でございますので、そうなった場合には、その条例の制定とかいうことではなくて、先ほど議員もおっしゃいました健全化法の規程及び地方自治法の規定によりまして、それをしなければならないという規定がございます。でございますので、その規定にのっとって外部監査を進めてまいって、その健全化法の計画にその意見を反映していくという手順になりますので、条例の制定は必要がないというふう考えておるということを申し述べたところでございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

基本的には町の条例があって、それと外部監査の契約を結ぶわけです。そういう流れになっているはずですよ。それで、そういう状態になったときに初めてその監査人と契約を結ぶ、その結ぶ以前の条例もなかったら、何の根拠で結びますかとなるんですよ。その辺の答弁をお願いします。

企画課長（北島 徹君）

重ねてでございますが、根拠規定としましては法律がございます。法律がございますので、うちのほうで、町のほうで、改めて条例を制定する必要性はないということで、この件に関しましては、私のほうが心配になりましたので、県の市町村課のほうにも確認をとっております。県の見解といたしましても必要はないということでございましたので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

8 番（伊東盛雄君）

こういう監査必携というのがございます。監査委員は持っているはずで、外部監査に監査導入の仕方、1、包括外部監査の導入について、条例の制定、予算の見積もり、包括外部監査人の選定、それから契約の締結、補助者の決定、告示、監査計画のチェック、監査資料の要求、監査場所の準備、個別外部監査の導入についても同じ手順でございます。まずこういう条例の制定をして予算を見積もり、外部監査人の選定をすると、こういうふうな導入の仕方までちゃんと書いてあります。これをもう少し研究をしてもらいたいと思います。答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

議員お尋ねの個別監査というものが財政健全化にかかわるといような御質問であったかというふうに思っております。その場合について、私がお答えをいたしたというふうに思っております。

今、議員言われましたものは、その健全化法の252条の36第1項に規定がございます。（包括外部監査）、それから、同じ健全化法の252条の39に（個別外部監査）というものがございます。これにつきましては、先ほど言いました健全化法の規定とは別に市町村が独自の考えで外部監査を導入するという場合につきましては、議員おっしゃったとおりでございます。上峰町においては、事前に条例を制定する必要があるかと思っております。包括外部監査につきましては、県、または政令指定都市は必ず監査を置きなさいという規定がございます。しかし、それ以外の町村につきましては、条例で制定したところという規定がございますので、その部分につきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、この一般的な外部監査制度と、それから健全化法によりまして外部監査を導入しなさいという場合は、扱いが少し異なってまいります。それで、一般的な外部監査を導入する場合につきましては、条例が必要であり、健全化法にのっとり外部監査を必ず入れるという場合につきましては、条例の制定の必要性はないということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

8 番（伊東盛雄君）

健全化法にかかわらず、この町は外部監査の導入はどう考えておられるか、町長に伺って、最後の質問とします。

町長（武廣勇平君）

8 番伊東盛雄議員の御質問で健全化にかかわらずということでございますが、早期健全化団体に指定されたと同時に外部監査は導入されるわけでございます。その以前に、しっかりと個別包括外部監査を入れていく必要があるという認識だと思っておりますが、町としましては、この外部監査導入についても費用負担がかかるという中で、先立つものがない中、こういう対応をしていることと思っております。予算があれば、外部監査を導入し、しっかり外からの目を

入れて上峰の財政状況を明らかにするというのも一つの方法かと思いますが、今現在、財政的な余裕がないのが現状でございます、どうか御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。

8番伊東議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時5分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時45分 休憩

午前11時2分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

新型インフルエンザの対応について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

皆さんおはようございます。それでは、新型インフルエンザの対応についてといった中で、学校、学級閉鎖、また行事の中止の基準はというふうなことでお答えをしていきたいと思っております。

新型インフルエンザ対策につきましては、県の行動計画を参考にいたしまして、教育委員会はもちろん、小・中学校も新型インフルエンザ対応行動計画を策定しております。御質問の件につきましては、7月に県対策本部の対応指針が出されましたので、学校において小・中学校とも具体的な対応措置を含んだ対策が策定されました。感染者等の発生に伴う対応といたしまして、感染疑い者が1人発生した場合、また複数発生した場合というふうなことで分けております。感染疑い者が1人発生した場合におきましては、当該児童・生徒につきましては出席を停止すると。また兄弟姉妹等の濃厚接触者につきましては、専門的立場から意見を聞き出席停止の可否の判断をしていくというふうになっております。また、登校開始につきましては、これにつきましても関係者と協議をし、登校開始時期を判断するというふうになっております。

そういった中で、全生徒、全教職員マスク着用をしていく。また健康調査票といったものを準備しておりますので、毎朝家庭で検温して新型インフルエンザの症状がないかをチェックさせる。小学校におきましては、この調査票は登校の際に持参させて学校でもチェックを

するというふうになっております。中学校につきまして、部活につきましては1名の場合ですけれども、通常どおり活動を行うというふうになっております。

続きまして、複数発生した場合としまして、中学校におきましては感染疑い者が2名以上発生した場合、小学校につきましては若干軸が違いますけれども、感染疑い者の者が学級規模の10%程度以上発生した場合というふうになっております。その場合につきましては、学級は閉鎖をいたします。学校の開始時期ですけれども、それは期間を関係者と協議をしながら開校開始時期を判断するといったことになっております。大体、目安といたしましては7日間程度というふうになっております。

具体的には学級閉鎖、学校全体といたしましては、全児童・生徒、また教職員につきましてはマスクを着用する。またこれも最初述べましたように健康調査票につきましても毎朝家庭で検温し、インフルエンザの症状がないかをチェックする。また小学校はそのとき調査票は持参いたしまして、学校でもチェックをするというふうになっております。部活につきましては、中学校すべての部活中止といった形で中止をいたします。

また、複数学級が閉鎖となった場合ですけれども、学校を閉鎖すると。期間的なものにつきましては、関係者と協議をし、学校再開時期を決定するといったことになっております。また、学校閉鎖期間中におきましては、生徒等につきまして外出は全員自粛するというふうになっております。行事につきましては、学級等が閉鎖すると当然行事等は行えないと思っておりますけれども、そういった場合におきましても専門的な立場から意見を聞きながら関係者と十分に協議を行いまして、決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

健康増進課長（江口正光君）

皆さんおはようございます。私のほうから伊東議員の質問要旨の2、予防接種についてどのような対応を考えているかということについて答弁していきたいと思っております。

予防接種法第3条の規定に基づき、季節性のインフルエンザ、普通のインフルエンザですね、ワクチン接種は例年どおり65歳以上の方と60歳以上、また、65歳未満の方で心臓、腎臓及び呼吸器等の機能に身体障害者手帳1級程度の障害を有する方を対象として、10月から12月末にかけて佐賀県医師会に届け出た医療機関におきまして接種を予約制で行っております。費用につきましては町が支出費用を助成し、生活保護世帯を省いて1千円の自己負担となっております。平成21年の9月上旬ですけれども、厚生労働省が示す新型インフルエンザワクチンの接種（案）につきましては、死亡者や重傷者をできる限り減らすため、また必要な医療体制を維持するため、まず医療従事者、それから妊婦さん、基礎疾患を有する者、1歳から就学前の小児、1歳未満の小児の両親など優先接種対象者にワクチンを10月下旬から順次実施することとしております。

ワクチン接種を含めて手洗い、うがい、せきエチケット等の予防対策の知識普及の取り組み

みに関しては区長様の協力を得まして、チラシの配布、また広報紙、町ホームページでの周知を図っております。

新型インフルエンザのワクチンの接種につきましては、国の方針が定まり次第、県と連携し、町民の皆様に対しワクチン接種が受けられる時期、受託医療機関と予防接種についての周知を図っていきたいと考えております。

また、ワクチンの接種の費用負担につきましては、今、国の案では今回のワクチンの接種については個人予防を主たる目的とすることから、国は予防接種法の定期接種に準じて受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者、またはその保護者から実費相当額を徴収することとなっております。また、低所得者への負担軽減措置のあり方については今後検討するというふうになっておりますので、国の方針が定まり次第、対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

学校の基準等は理解できましたけれども、各教室に手洗いのアルコール等は準備されておるでしょうか。

それから、役場の職員の場合、職場においては半数勤務とかそういう事態まで考えている職場もあるようです。役場の対応、ストップするわけにはいきませんので、どういう対応を考えておられるか、その件あわせて回答をお願いします。

教育課長（大隈忠義君）

学校での生徒・児童、または外来者というふうなことで、外来者につきましては、玄関前に消毒液を置きまして消毒をしていただくというふうな形をとっております。

また、小・中学校におきましては、2学期に入りまして手洗い場におきましては、石けんをちゃんと用意いたしまして手洗いの厳守、またうがいをというふうなことで指導をしております。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま町のほうでの対応はどうしているかというような御質問であったかと思いますが、今、教育課長申し上げましたけれども、役場の庁舎のほうでは外来者に対しては消毒を呼びかけておりますし、また玄関には消毒用のアルコールを設置しております。玄関前だけに今設置はしておりますが、御利用いただきたいというふうに思います。

町の対応は今後どうするかというような御質問でございましたけれども、今、町の新型インフルエンザ行動計画というのを定めまして、庁内各部署で13の項目を取り上げまして、それぞれに各課対応できる、しなければならない部分をその段階別にあらわしております。今業務がどうしていくのかというような御質問でありましたけれども、最大で4分の1程度が

そういう職員が出勤できないというような状態が出るだろうという予測がございますが、ただいま申し上げました13の項目についてそれぞれの担当が対応していきますので、その段階で不足する部署については臨機応変に対応していくというようなことでしていきたいと現在は考えております。どういう事態になるのか、どういう部分が多くの人手が必要なのか業務が必要になってくるかというのは逐次変わってきますので、その都度対応していきたいというふうに考えております。ただ、先月末で行動計画をつくりましたので、これを全課長さんを通じて徹底をしたところでございます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

先ほどうちの教育課長大隈が申し上げましたけれども、補足ということで、各教室に消毒液を1つずつ今現在置いている状況です。それとあわせて、ちょっと体調が悪い子供たちが出た場合にすぐ教室で検温できるように、各教室ごとに検温器も設置しております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

8番伊東盛雄君の一般質問が終了をいたしました。

引き続き一般質問を行います。3番松尾仁君。

3番（松尾 仁君）

まず初めに、昨日、議長の発議によりまして、一般質問の制限回数、これは従来3回とかというふうな枠がはまっていたんですけれども、それが枠を取っ払ってなくなりました。したがって、今後、例えば、こういった説明員の方が不得要領な答弁をされた場合には何回でも尋ねることができるということになりますので、ひとつそのようなことで答弁のほうもよろしくをお願いします。

これは佐賀県下では当上峰町議会が初めてそういったことを導入されたわけですから、非常にこれについては私も議会の活性化、革新ということで誇りに思っています。それとあわせて、議長の今回の英断に敬意を表します。

さて、そこで一般質問の具体的な事項に入る前に、町長にちょっと感想をお伺いしたいと思います。

町長も就任されて、はやもう半年を過ぎたわけですが、私、推察をするとですね……

議長（吉富 隆君）

松尾議員、通告外でございますので。

3番（松尾 仁君）続

今、関連的にあるんでございますけれども、じゃあ、この質問の中で折に触れてお伺いしていきたいと思っております。それじゃ、具体的な質問事項に入ります。

私は質問書に大きく、1番、危機管理、それから2番、行政、これは主として組織、課長のお仕事について、それと副町長の制度について、それから3番、財政の健全化についてと

ということでございます。財政の健全化は、要するに町の財政を再生するということで、抜本的な方策をやっぱりやらにやいかん。二、三例示をしていただきたいということですね。

それから、2つ目は、本年度の当初予算に計上した税収見通し、これを下方修正する必要はないのかどうか。報道等によれば大体佐賀市では昨年比42%税収減だというようなことが報道されております。うちのほうはどうかということ。

3つ目、下水道について、これは設備投資の相関、これは当初から40年度か幾らと決まっておりますけれども、その毎年、毎月かかる使用料と、それから維持管理費、これはどうか。見合っているのか、それとも、逆ざや。逆ざやであれば、その辺を手直しして幾らぐらい町民のほうに負担をお願いせねばいかんのか、そういったふうなところが、もし具体的な数字があれば御答弁を願いたいということですね。これが財政のほうですね。

それから、1番目の危機管理で細かく言わなかったんですけれども、まず1つ目は、新型インフルエンザの対応、これについては別に健康増進課を詰問しようということじゃなくて、どのような周知策をとっているのか。それから、担当主務課への増援策はどうか。これは課長と町長、2つ、増援策なんてこれ町長レベルのあれですからね。その辺のところを御質問をしようと思っております。

それから、2つ目、危機管理の大きな2つの柱。緊急情報提供の手段、これは要するに、防災行政無線網、これが普通あって、そこで同時放送なんか例えば基山町はやっているんですけれども、うちの場合はどのような手段で伝達をするのか。例えば、洪水が起きます、地震が起きてどうしますというようなことですね。今現行やっているのは車でお知らせしているんですけども、その場合、上峰町内全戸を回る場合には悪条件下でどのくらいの時間がかかるのか。

次、2つ目、防災行政無線網の整備、時期はいつごろを予定されているのか。いかほどの経費がかかるのか。その辺のところについて、質問をしながら具体的にお伺いをしていきたいと思えます。

以上が、私の今回の一般質問の要旨でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

危機管理について、執行部の答弁を求めます。

傍聴人の方は静かにお願いをいたします。

健康増進課長（江口正光君）

それでは、答弁したいと思います。

まず、危機管理の1番の新型インフルエンザへの対応についてということについて説明させていただきます。

住民への予防策の周知はという質問ですけれども、ことし4月にメキシコで発生しました新型インフルエンザは、豚、鳥、人のウイルスがまじり合い、人から人へと効率よく感染す

るようになっております。新型インフルエンザに対しましては、基本的にはだれもが免疫を持っておらず、一たび発生をしますと大流行につながってきます。厚生労働省は、メキシコ、アメリカ、カナダ等において感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に規定する新型インフルエンザ感染症が発生したことを宣言し、世界保健機関、WHOですけれども、フェーズ6が宣言されたことを受けて、上峰町では4月30日にホームページにて、また5月1日には新型インフルエンザ情報を区長様を通じて全戸配布のチラシにて感染予防の周知を行ったところでございます。

国内では5月9日に最初の感染者が発生し、県内におきましては6月27日に遺伝子検査で新型インフルエンザ患者確定例が発生しました。その後も感染者は拡大し、佐賀県でも8月25日に定点あたりの患者が2.0、2人となり流行期に入りました。この定点あたりの患者といたしますのは、平均すると一つの定点医療機関、感染症の指定届け出機関があるそうですが、1週間に2人のインフルエンザ患者が受診したことを意味するとなっております。上峰町におきましては、8月26日に新型インフルエンザ感染予防のためのチラシを区長様を通じて2回目の全戸配布を行い8月27日にはホームページにて公開をして感染予防の周知を行いました。医療機関の受診の方法、手洗い、うがい、マスクの着用等の予防策等を記載し、感染拡大の予防に努めております。今後とも、感染状況の推移を把握しながら適宜正確な情報の提供を行っていく所存でございます。

それから、2番の緊急時、担当主務課への増援策はということですが、上峰町インフルエンザ対策行動計画が、さっき総務課長言われましたように8月末に策定されております。感染症法第44条2の規定に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生発表により、佐賀県新型インフルエンザ対策本部が設置され、本町においても必要がある場合は設置するということになっております。町長を本部長として全課が本部員となる対策本部会議の中で全庁的な対策を迅速かつ円滑に実施していくこととなると思われまので、増援策につきましても、当然この中で協議して迅速に決定していくべきものだと考えております。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

私のほうから2番目の緊急情報提供手段ということでの御質問にお答えをしていきたいと思いますが、非常に全域に伝達、どういう手段でやっているのかというような御質問で防災行政無線がないことは十分御承知のこととして、非常時の伝達手段といたしましては、現在は電話によるのが早いというふうに、それ以外には持ち合わせておりませんが、区長、あるいは消防団に直接電話して情報を交換するというような方法を現在とっております。

通常、非常の場合で緊急を要する場合とかは県から、あるいは気象に関することであれば気象台から直接庁舎のほうに情報が入りますので、これを、夜間であれば宿直職員が連絡を受けまして、総務課に連絡をとって複数の課、少なくとも複数の職員が出てきまして、直ち

にそういう連絡をするとともに、情報把握に走るわけでございます。どのくらいの時間かかるかというような御質問でもございますが、その時点どういう状態なのか、どういう種類のものかによっても若干違ってくると思いますが、その都度変わってくると思いますが、できるだけ迅速に、あるいはまた正確な情報の把握、提供に努めていかなければいけない、努力をしたいというふうに思います。

行政無線の整備時期についてのお尋ねであります。他町におくれをとっておりますが、非常に経費がかかりまして、現時点でいろんな形態があると思っておりますが、通常の同報系にしましても数千万円の経費がかかるというようなことを聞いております。こういった形がいいのか、そういう災害、いろんな災害に対応できるのはどういう形態のものが一番いいのかというのは、まだこれからも研究をしながら、できるだけ近い将来に整備できるように努力をしていきたいというふうに今現在考えておるところでございます。

町長（武廣勇平君）

3番松尾仁議員の御質問でございますが、緊急時担当主幹会の増援策はということで、先ほど担当の課長が申しましたが、9月に上峰町新型インフルエンザ対策行動計画というものをつくっております。この中にございますが、県内発生早期、県内各感染拡大期において対策本部を町長としまして対策本部内に事務局を設置するわけでございます。その中で蔓延期には4分の1という言葉も出ましたけれども、それ相当の職員が感染した場合、増援策はこの行動計画に基づいて迅速に決定していくということになります。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

まず、新型インフルのほうから入ります。

私は非常に今、当町の健康増進課、なかんずく保健師の皆さんのお仕事ぶりには敬意を表しております。先ほど課長がおっしゃったこのチラシですね（現物を示す）私ずっと手元に持っております。それで見えておるわけですがけれども、非常によくできております。ただ、今後続けて出されると思うんですけども、これ町長のほうにもお願いして、特集号とか組んで広報紙の中に冊子としてやられたらいいんじゃないかと思えます。

これは課長のほうにお願いするんですけど、Q & A方式で、例えば、何で手洗いが必要なのか、どういった方法でやるのか。それから、食べ物、これにも裏にも書いているんですけども、1週間分とかなんとか何で食べ物を備蓄せんといかんのか。その辺のところも、なぜということをお年寄りとかそういった方たちにもわかるようにひとつPRを工夫されたほうがいいんじゃないかとは思っています。ひとつよろしく願いしておきます。これについてはどうしましょう。

先ほどの私が言った周知策、住民のPRについて、ひとつ御答弁をいただきますか。これは課長でも町長でも結構でございます。

健康増進課長（江口正光君）

松尾議員さんの周知策ですけれども、広報紙も今は2カ月に一遍1回、1カ月に一遍出しても、このように緊急が生じた場合、一日も早く知らせるほうがいいと思うんです。できれば追加も緊急が入り次第、そのチラシ等で周知を図っていきたいと思います。

また、さっき言われたQ & A関係については今後検討させていただきます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

このPR策は非常に大事なことでございますので、町長の御見解をお伺いしたいと思えますけど。

町長（武廣勇平君）

PR策についてですが、広報紙を利用してこれまでも ちょっと確認はしてありませんが、周知を図っていき、今課長がおっしゃったように緊急時にはビラを出して迅速に対応をしていくことも必要だと両輪で考えております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

周知徹底することは非常に大事なことでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、これも報道等によれば、大体流行のピークはこの9月末から10月ということで、各紙報道されております。だから、上峰町を避けてこの新型インフルが通ってしまうということじゃないんです。これから来るわけですね。そのときの対応をしっかりとやらにゃいかんということで私はここで応援策、増援策というのを書いているんですけれども、この間の何日か前のあれでよれば、このピーク時に総人口の20%、これは罹患しますよというようなことが出ておりました。

それで、佐賀県の健康増進課では、それをもとにして何名の患者さんが出る、そのうちこれだけの入院の患者が予想されるというようなことを具体的に書いてありました。それを類推していけば上峰町は約1万人ですから、大体大ざっぱな見当はつくわけです。そういったふうなことでございますので、その辺を押さえながらやはり私どもは仕事をやっていかにゃいかん。

余り法的なことばかり言っていると、全然真剣味がなく、おもしろみがないので、具体的に入っていきますけれども、例えば、健康増進課の課員さんの家族の方が罹患を新型インフルエンザになった場合、この場合にはどうされますか。やっぱり出勤してお仕事されますか、それとも自宅待機というようなことでございますかね。まず、それについて御答弁お願いします。

健康増進課長（江口正光君）

お答えします。

職員が感染した場合は、報告書を町のほうへ出しまして職員は休むようになります。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今の結論部分が私はよくわからなかったんだけど、要するに、家族の方が罹患された場合には、例えば、課長なら課長、この方が出勤されるのかされないのか、その辺の基準をきちんとやっぱり決めておかないかと思うんですね、町長。大事なことですよね。そういったことで、もしそういったことの決まりがなかったら早く決めて、具体的な事例に基づいて、行動基準とかをつくっておかないかと思っております。

それと、この増援、例えば、健康増進課の方ばかり言うんだけど、ここが大体4割近くの方が罹患をしましたと、欠勤をしましたと。これは別に私はこういったことじゃなく、佐賀市ではそういったことで具体的に訓練をやっているんですけども。そういった場合、どのような、うちの健康な他課から来て応援して仕事をしてくれるのか。いきなり行って、はい、やれと言ったってだめなんです。ふだんから何回か訓練をしておかんとね。その辺のところをどのように考えておりますか。もうそこに迫っているんですから、やっぱり真剣に一番これ命に直結するやつですから、民主党の言い方じゃないけれども。具体的にこれこれということで御答弁をいただきたいと思っております。また、なかったら、これから速やかに具体的な方策を検討するというところでも結構でございます。御答弁をこれは町長ですね、課長レベルの話じゃない。お願いします。

町長（武廣勇平君）

3番松尾仁議員の質問でございますが、今課長から答弁ございましたように、家族の感染が生じた場合には職員は休むという対応をします。その中で蔓延期4分の1ぐらいの職員が休むことになった場合、その増援策ですけども、これはどの職員が感染するかもわかりません。よって、どの職員が感染するかわからない中で、対策本部の課長が、副課長が、係長がその役職に応じて感染した場合の増援策というものは決められると思っておりますが、課ごとに決められるかということも今後、担当の課長と対策本部の中で議論していきたいと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

この応援策とか増援策というのは非常に大事なことでございますので、そういった対策本部とか何とかあるんだけど、基本的なパターンについて、やはりしっかりした基準をつくっておかないか、持っておかないか、それが危機管理ですよ。だから、速やかに、可及的にそういった具体的なプランを示して部下にこのように考えてやるぞということで、お示しあればよろしいんじゃないかと思っております。

ここで、新型インフルについて一番大事なことは、やはり自助努力ということじゃないか

と私は思っておりましたけれども、同じようなことが佐賀新聞の9月9日の論説で出ております。持っていなかったら後でコピーして上げますから。非常に大事なことが書いてあります。

ここに大きな見出しで「ワクチンだけには頼るな」と。結局言っていることは、ワクチンに頼ろうとせず、一人一人が自覚を持って対策をとる。要するに、自分のことは自分で始末をなささいということが結論部分にあるわけです。非常にいいことを書いておられるなと思っておりますので、もし御希望があれば、コピーして差し上げます。

要するに、手洗いとかうがいとか当たり前のことをやっておくというようなことですね。なかなかあれなんだけれども。

新型インフルエンザへの対応はまだまだあるんですけれども、一応これで終わらして、次、2つ目の緊急情報提供手段。私は全域に伝達を行う所要時間はというように具体的に書いているんですから車だったら悪条件下で上峰町全域に伝達するのに何分かかるということを、ふだんから把握しておかんといけないと思うんですよ。大規模災害とか洪水とか地震とかの場合ね。それについてお伺いしているわけですよ。何分かかりますか、所要時間をお答えください。

総務課長（江頭典雄君）

今御質問の全域に情報伝達するのにどのくらい時間がかかるかというような御質問でございますが、先ほど1番冒頭答えましたように、状況によって時間的にも違いますし、どういう方法でやるのかというのは違ってきますので、一概にどのくらいというのは言えないと思っておりますが、実際に私どもが区長さん、あるいは住民の消防団、あるいは住民の皆さんにお知らせする時間を把握しているのかというような御質問でございますが、そういう把握はしたこともございません。これからそういう把握にできるだけ努めていきたいというふうに思います。

3番（松尾 仁君）

まことに申しわけないんですけど、さっぱり要領を得ない答弁であると思います。

要するに、車なら車でスピーカーで、町じゅう天候悪い中で走ってやったらどのくらいかかる。その場合ばかりじゃなくて、電話等、他の連絡手段も併用してやりますよ。こういったことでやったら、おおよそ全域に伝達を終わるのが何分ぐらいかかるとは、これは頭の中で考えなくて、実際に実行して把握しておかにかいんですよ。本来、今、国を挙げて大規模災害とかなんとかということをやっているんだから。私はそのように思いますが、町長の御見解をまずお伺いします。

町長（武廣勇平君）

松尾議員の御質問でございますが、今、課長申しましたとおり、実際区長さんに電話して、そこから住民の皆さんにきれいに情報が一律に伝わるということ、これまで時間をはかった

ことはございません。その上で、どれくらい時間がかかるかということをはかったことがない以上、ちょっと今現在お答えはしかねますけれども、できるだけ迅速に正確な状況を提供するということが大切でありまして、そのことに基づいて今後そういった伝達時間、こういったものを調べてみる必要はあるかと。だから今後検討させて対応していきたいというふうに思います。

3番（松尾 仁君）

町長のお言葉でありますけれども、もうこれは検討の段階じゃないんですよ。まず実行して把握しておかにかい。対策本部とかなんとかつくっても、基本的なことが把握できていないと何にもならんじゃないですか。どのくらい時間が要るんだと。私のところは何も伝達手段がないので、特に言っているわけです。この近郊でも何も伝達手段がないところはまだあるんですけれども、同時放送とか緊急防災無線も使って全域に一斉放送できるのが佐賀県下では7市町ある。それから、携帯電話発信が8市町ある。これを見ていると、うちには情報伝達手段が何もないんですよ。だから、これまで従来どおりの車でやる。それから、有線電話等を併用する、そういうやり方でやる。この場合、全戸に連絡が終わるのが何分ぐらいかかるというのはやはり把握しておかにかい。ですよ。

さらに話を進めていくと、避難情報というのは、一番避難準備情報というのがあって、それから避難勧告があって避難指示というのが3段階ぐらいあるわけですけど、それをやる最初のステップはどのくらいの時間がかかるというのは把握しておかにかい。と思いますよ。ひとつ速やかに御検討して把握しておいてください。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員の質問でございます。

その緊急防災無線とか、そういったものは恐らく能動的に、こちらが役所側から情報を伝達する、その所要時間でありまして、受け手である受動者の町民の方々に伝わる時間までは考慮されていないと思います。よって、町民の方に電話連絡しかできないという以上、こちら側から区長さんを通じて町民の皆様に伝達するという能動的な時間の把握は可能だと思いますので、その部分について今後調べていきたいと思います。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

大事なことから、ぜひ可及的速やかに調べておいてください。

次に、この防災行政無線の整備時期、経費は大体どのくらいかかりますか。まず、その2点について担当課長のほうから御答弁をお願いしますが。これは全然今まで検討したことがないと、だからわからんということであれば御答弁要りませんよ。

総務課長（江頭典雄君）

防災行政無線の整備についてどのくらいの経費がかかるかと。いろんな形態がありまして

通常地区の有線放送を利用するということになりましても、40,000千円前後の経費がかかる。あと全戸に無線機を設置すれば1億数千万円の金がかかると、そういうデータもありまして、どれが一番いいかというのは各戸に行っていったほうがいいんですけども、いずれにしても、そういった多額のお金がかかりますので、直ちにということは到底対応できないと、しばらく時間をいただきたいというふうなことで先ほども御答弁したつもりでございます。

3番（松尾 仁君）

これもまた大事なことから、ひとつ具体的な事例、例えば、この近郊は基山町がそういったことで全域に防災行政無線網をつくって、全域に一斉放送をやるというようなシステムをつくっているわけです。近くにあるから、町長、担当主務課の係員でも差し向けて、一応そういったふうなプランを収集するだけでもしておってくださいよ。具体的にどのくらいの経費がかかって、どのようなものか、イメージ的につかめると思うんですけども、総務課長の御答弁じゃ数千万円かかるとか、1億円かかるとかいう話だけでも。だから、具体的にそういったことも、これもやっぱり急がなきゃいけません。ほかのやつを経費を削っても、こういったことが町民の命にかかっているんだから。だから、うちと何力町村ですもん、何もそういった手段を持っていないのが。しっかりやっていただきたいと思います。

それと、ひとつあわせてこの機会に言っておきます。緊急地震速報、私もこれは去年の一般質問で言ったんですけども、私はこれ1つ自分で買い求めたいなと思っているんですが、緊急地震速報を自動的にやるやつが今8千円程度で市販するかどうか、まだ見ていないからよくわからんけど、販売中となっている。だから、聞いたけれども、まだ出ていないんですね。緊急地震速報機、多重の電波を自動的に受信し、気象庁の緊急地震速報を拡声して知らせる。音量は最大で85デシベル。地下鉄の車内放送と同じ程度の音量ということでございまして、こういうのがあると、例えば、役場とか学校とか備えておけば非常にいいなと。もし、そういったの、これがあそこにあったということであれば、私に教えてください。私、自分で買ってどうだということで調べてみますから。

要するに、緊急地震速報。地震がP波、S波とあるんですけども、そのP波の微動をキャッチして自動的に速報が出るというようなシステムですね、ひとつよろしく願いしておきます。

ひとつ人を派遣してそういった資料を早く収集しておってください。防災行政無線のシステムとか経費とか、それによって整備時期はどうなるということがうちの町でも対応ができるわけですから、全く白紙状態じゃやっぱり困ると思うんですよ。

終わります。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。松尾仁議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

行政組織について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番松尾仁議員の御質問でございますが、行政（組織）、各課長の地位、職責のさらなる機能発揮、処遇、配置について考えを問うということでございます。

これについては、平成21年度において、この機構の改革というものの議論を平成21年9月から平成22年2月までに、庁内において庁内の課組織の再編、そして審議会、委員会、団体等、町組織のスリム化を検討し、組織のフラット化導入に向けて、前段として庁内で議論をしまして、これを行政改革検討委員会と銘打ちまして、改革の方針を策定いたすつもりでございます。また、その委員会で示された方針をすべての課長を委員とする行財政改革推進本部会で検討を加え、最終決定をするというふうに考えておるところでございます。

また、当町の状況では、副町長の配置が急務と思うが、今、町長の考え方はと。おっしゃられるように、副町長の配置が急務だと私も当然思っておりまして、なるべく早急に副町長人選をしまして、議会に諮り、副町長をお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

3番（松尾 仁君）

行政の括弧して組織と書いております。それで、各課長のどうだこうだということじゃなくして、私がここに書いているのは、課長に見合った仕事をしていただきたいと。いや、これは課長が悪いというんじゃない。これは、組織が悪いんじゃないかな。今、つらつら見るに、要するに、課長というのは職務があるわけですね。課長は何をやるんかということや常によりやっぱり自問自答しておってもらわんといかんですね。私が考えるに、課長というのは、要するに、課の当面の問題があり、それから中期的な問題がある。要するに、現状認識から始まって、そういったのを把握する。問題点をしっかり見出していく。そして、その課の任務に合ったレベルで解決策を考えておく。それとともに、課員の教育、これも大事な仕事の一つなんです。そういったことをやっていただくためには、今の課長さんの配置ではどうかなと思うんですね。窓口業務をしっかり考えている最中に、そういったことが来れば、やは

り応接、対応をせにゃいかん。そこでまた思考が中断をする。非常にこの町にとっても損失なんです。ただ、来る町民の方にとっては安心なんです。課長さんが対応してくれるということで。しかし、それは本末転倒なんです。本来、課長の仕事はそういった仕事じゃないと私は思っています。

私が言わんとするところは、そういったふうに、課長の配置を奥まったところに置いて、そういったふうな課員を指揮をする。そういったふうなところに配置をしてやる。深く、やはり当面の課の任務とか、中期的な任務とか考えていただく。そこで、そうすればおのずと問題が浮き上がってくるわけです。で、把握できる。なぜ、私がこんなことをまた殊さらに言うかということ、危機管理の経済対策のあれで出てきたあれなんかを見ても、普段からこんなことしか考えておられなかったのかなと思うようなやつが散見されます。だから、そういったことをしっかり考えていただくためには、課長の今の配置を若干奥まったところに置く。課長本来の任務はそういったふうな窓口業務じゃなくて、町の、または、小さくは課のことを、これから先の現状、問題点をしっかり把握をして仕事をやっていくとか、課長のお仕事はそのようなことだと思います。

来られる町民さんは、課長さんが応接室で親切に答えていただけるというから評判はいいかもしれん。それはちょっと、先ほども言ったけど、本末転倒ですね。コスト的には、課長さんの平均給料は380千円、一般の係長以下の職員さんは280千円、そこに100千円の開きがあるんですよ。だから、私は余り金銭的なことは言いたくないけれども、やはりコストに見合ったお仕事をさせていただく。今、私が見ていると、その辺がまだまだ十分じゃないなというふうに感じております。ということで、町長さんの御見解をお伺いしたいと思います。いや、これが、今のままが一番いいんだとか、町長自身の御所見があれば承りたいと思います。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員の、課長を窓口置くよりも、奥に置いて対応した方がいいんじゃないかという御提案ですが、課長は町民にとって評判がいいからということで置いているわけではございません。課長を、以前は奥のほうに配置しておったことで、業務の指示命令系統をまず職員が受けて、課長まで決裁を求めに行って、そこから指示を受けるといったような形で、効率的でなかったということを聞いております。課長が窓口で対応して、住民の要望についてすぐさま決裁して指示を出せる環境にあると私は今、理解しておりますし、そのことで町民のほうからクレームが来たこともないと聞いております。よって、これまでどおり、課長を窓口配置しながら、業務を進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

町長は支障がないかもしれんけど、私に言わせれば、課長さんというのは考える人なんです。だから、先ほど前段でも言ったように、考える人を窓口業務のところにおいておって、

お仕事がそんな 恐らくあなただってできないです。だから、そういったふうな、課長さんというのは本来は考える仕事をする人だから、そういった場所に配置してやって、深く考えていただくと。そのほうが、町にとっても、町長にとってもベターなんだと私は思っております。

だから、この県内で寡聞にして、私、そういった窓口のところに置いて、課長さんがお仕事をさせるところがございませうか。これは町長じゃなくてもいい、課長さんでもありましたら、教えてください。

町長（武廣勇平君）

3番議員の御質問ですが、県内で課長さんを窓口に出している自治体があるかどうかは調べておりませんのでわかりませんが、今、議員おっしゃったように、考える業務ということで、課長は奥に置いた方がいいと。私は、考える業務を窓口で、すぐさま町民の要望を受けて考えていただいて、指示命令を出していただくという形が一番効率的じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

この問題で町長と余りやり合うあれはないですけども、そこは大きく私と見解が違ってくるので、ほんの些事にわたることを課長にやらせたらいいけませんよ。やはり、課長というのは、この町の将来のことを考えていただく、あなたの有力な片腕ですからね。だから、それらしき仕事をしてもらわんといかん。私は常日ごろそう思っているんですよ。今もその考えは変わらん。もったいないですよ、そういったふうなことは。

例えば、課長さんが一生懸命仕事をやっているのに、若い課員あたりが立って、何か手持ちぶさたとか立ち話をしている、そういうのが散見されるんですよ。本末転倒というのは、そんなところを言っているんですね。だから、係長さんとか、若い課員を窓際のところに置かして、そしたら、いやでも応でもいろいろ、町民のいろんな人から質問とかなんとかあるんだから、勉強するんですよ。今、全然、別のあれでいけば過保護なんです。課長さんあたりが一生懸命苦労して、もう若い課員はてれんとしている。そのようなことが見受けられるんです。その辺のところは全然私と町長、見解を異にしますね。これでまだ町長と論争するあれはもうないですから、これでやめます。だから、町長もこれについては、ちょっと勉強してください。

議長（吉富 隆君）

2番については、3番、もうよろしゅうございませうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

では、先に進みます。

財政の健全化について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうから財政の健全化。健全化には徹底した歳出削減と歳入確保が求められるが、特に、歳出削減では何をどのように削減するのか、二、三例示されたいという御質問をいただいております。この件に関しまして、お答えをしてみたいと思います。

財政の担当課長として申し上げたいということで考えておりますけれども、今から申し上げる内容につきましては、当然のことながら、内部で協議を経たというものではございません。それで、私、課長個人としての考えということで御了承の上、お聞き願いたいというふうに思っております。

それでは、今後考えられるものといしましては、1つには、人件費のさらなる削減がございます。今現在も削減はしておりますけれども、それに合わせまして、職員の適正配置により臨時嘱託職員の配置を行わず、あわせて職員給料の減額率をさらに増加させることにより、大卒の人件費を削減するということが上げられます。2つには、敬老会、町民体育大会等の催しの中止でございます。町が主体的に行っている催しを全面的に中止することが上げられます。3つ目には、町民プール等の施設の使用の中止が上げられます。町有施設全体について、管理運営のあり方を早急に、真剣に検討する必要があると考えております。これらに加えて、補助費等の大幅な削減及び廃止が上げられています。いずれにいたしましても、本町の現在の財政状況に見合った徹底した事務事業の見直しを行い、町行政の担うべき守備範囲を確定し、すべての歳出で聖域なき削減を行っていくということが肝要だというふうに考えております。

以上でございます。

税務課長（白濱博巳君）

3番松尾議員の、2009年度の当初予算に計上した税収見通しを下方修正する補正予算が必要と思うがというふうな問いだったと思います。

この件につきましては、平成21年度、今年度の税収でございますが、当初予算ベースで1,332,122千円でございます。前年度比で比べますと、67,743千円の減での当初予算でございます。

昨年来からの景気の低迷の中で、本当に今、現在、議員御指摘の佐賀市の例も挙げられておりましたが、減少傾向でございます。特に、企業の法人関係を見ますと、下落が著しい状況でありまして、下方修正が必要になってくる税といたしますのが、法人の住民税でございます。

この法人住民税は、平成19年をさかのぼりますと、決算で204,957千円ございました。平成20年度の決算でいきますと、135,502千円ございました。ことしはといいますと、当初予算で151,508千円を計上しておりましたが、今年度の1月当初ぐらいの見積もりが現在におきますと、見通しが甘かったというふうなことで反省はいたしておるところござい

ますが、その額は予想以上に大手の企業の業績が悪化している状況でございますと、今現在の申告状況を見ておりますと、法人税割がゼロでございます。先月8月4日に臨時議会をお願いいたしまして、ある大手の企業さんの法人税がゼロというふうなことで、昨年12月の還付を約15,000千円ほどお願いしたわけでございます。

それと、その企業の税金は今年度はゼロでございます。それと、最大大手企業であります企業さんの8月末の中間申告が出されましたが、その中間申告でも、法人税割額がゼロでございます。昨年の実績約65,000千円ぐらいの中で約60,000千円がゼロであるというふうな判断のもとに、今回90,000千円というふうなことで、減額をお願いした状況でございます。行政報告の中では、7月末現在の法人の減収が前年度比の14,652千円でございますが、最新データで8月末の申告状況の中で、前年度比45,130千円が減であります。そういった中で、今年度の税金予測といたしましては、昨年度決算の4割強から5割弱ぐらいの61,500千円の予想を立てておりますが、この件につきましては、財政課長のほうが補足説明で申し上げましたとおり、均等割の業者が約195法人、法人税割額が、ちょっと予想がつかませんが、今後の予想を加味して80法人ぐらいではなかろうかというような予想を立てておりますので、今後とも御理解の上、今後の法人税の申告状況を注視していきたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、財政の健全化に伴う下水道についてということでの下水道の使用料金の見直しについてお答えいたします。

先般の農集排関係の資料に基づいて御説明をしていきますけれども、まず下水道の維持管理、起債償還額及び使用料収入についてなんですけれども、まず維持管理につきましては、大きな工事、または修繕がなければ、この金額で推移するのではないかと考えておるところでございます。ただ、今後、機械等の古くなった分につきましては、どうしてもその修繕費の増加が懸念されるところではございます。

また、起債の償還額につきましては、平成21年度で減る見込みになっているのは、平準化及び借換債の関係で一時的なものでありまして、償還のピークにつきましては平成27年度を見込んでおるところでございます。

続きまして、使用料の収入でございますけれども、平成20年度においては、共同住宅の使用料金の見直しによって約4,000千円ほど増加しているところでございます。しかし、まだ水洗化率につきましては、年大体1%ぐらいの増加ということで、なかなかつなぎ込みのほうできていないのが現状でございます。よって、使用料金に対する急激な増収への期待は非常に難しいかと思っております。しかしながら、公営企業につきましては、独立採算での運営を原則としておりますので、せめてお手元の資料の維持管理費を使用料金で補うような、

最終的には使用料金で賄うような形にとっていかなければならないと思っております。

そういう中で、議員御指摘の使用料の見直しでございますけれども、先ほど言いましたとおり、建設課においては、平成20年度に共同住宅の使用料金の見直しということで、1回目やっておるところでございます。しかしながら、次に行く、今のところの計画でございますけれども、現行の使用料金につきましては、一般家庭と業務用に分かれております。

佐賀県内の下水使用料金について調査いたしましたところ、一般家庭につきましては、県内でも本町の料金体制は非常に高い位置にございます。しかし、それに対しまして、事業所につきましては、県内を見ますと、安い料金体制になっているところがございます。この現状から言いますと、まずは事業所の料金体制の見直しを行っていきたいと思っております。

見直しの内容については、現在、使用料金の徴収委託をしております佐賀東部水道企業団ですけれども、そこに委託しておりますが、今後は上水道の使用水量による料金体制の見直しをしていきたいと思っております。

それには、まずもって先般補正予算でお願いいたしました緊急雇用創出事業による下水道使用料改定に伴う調査委託により、まず約140カ所の事業所の調査を行っていきます。調査内容になりますと、上水道か井戸水かの確認、それと排水系統の確認等でございます。これは、将来的には、一般家庭についても同様な水道水量の料金体制にしていきたいと思っております。それを見据えたところでの今回の使用料金の見直しを行っていきたいと思っております。

また、維持管理につきましても、ことしから行います低コスト型農業集落排水施設更新事業に基づいて、既存の施設及び施設の将来的な見直し等を長寿命的にやって、コスト縮減に向けて進めていきたいと思っております。この維持管理費のコスト縮減と使用料金の見直しによって、先ほど申しました、維持管理費と使用料金の関係をペイにしていきたいと将来的には思っているところがございます。

3番（松尾 仁君）

今、企画課長、それから建設課長、それから税務課長のお話を聞いて、まあこの上峰町、本当四面楚歌だなと。覚悟を新たにして、22年度の予算も編成を準備をせにゃいかんと私は感じました。その辺のところできっと町長のほうの御見解を、当然認識されておるでしょうから、このようなことでいくと。課員については、このような指針を与えるつもりだというふうなことを、もしよければ、まず冒頭にお話していただければ幸いです。

町長（武廣勇平君）

ただいま税務課長、企画課長、建設課長からお話ございましたとおり、職員皆改革意識を持って、さまざまな意見を持っております。先ほど申し述べましたが、平成21年9月から22年2月までの間に、庁内において、行政改革においては行政改革検討委員会を踏まえて、また財政改革においては、先ほど課長が申しましたような下水の使用料、手数料、さらには

補助金等交付基準負担金等の支出の考え方、そういったことも含めて議論をして、最終的に課長を委員とする行財政改革推進本部会でこれをまとめ、議会にお諮りする形になるというふうに考えております。厳しい改革になると思いますけれども、全庁を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

3番（松尾 仁君）

まず厳しい改革になると思うと、私もそのように感じております。

その前に、町長の意図と違った方向に行かないように、やはり自分の真意をきちっと伝えることが大事だと思いますよ。何々対策本部とかなんとかで当然審議していくんだけど、その前に、やはり町長としての真意を徹底しておく。で、作業をやっていっていただくということが必要じゃないかと思えます。これについては答弁要りませんから、私はそのように思っております。

まず、企画課長のほうの答弁がございましたけれども、この人件費のさらなる削減ですね。これは、国家公務員が金額ベースで大体150千円ぐらい削減になるというようなことで聞いているんですけど、この辺のところとの整合性はまずどうなんですかね。その辺のところ、当然ラスの関係があるので、国家公務員がこうやると、地方公務員も削減するんだということになるかと思えますが、その辺のところも踏まえて、この人件費のところの考え方をちょっと御答弁ください。

企画課長（北島 徹君）

国家公務員の関係というお話でございますが、人事院勧告が出ておりまして、それによりますと、給与体系も減額、それから期末手当も減額ということで、そういった金額が生じてくるということでございますが、その件に関しましては、当町でも当然それはそういうふうになってくると。それと別に、今現在、一般職が4%、課長が6%減額をいたしております。それで、これにつきましては、あくまでも臨時的な措置というふうには考えております。類似団体に比較しましても、職員数は少ないということで、通常であれば、類似団体よりも職員数が多いということで、類似団体に合う人件費を想定しまして、それから減額するというのが一般的だろうと思えますが、上峰町が現在のような状況でございますので、そういうことは言っていられないというようなことで、一般職4%、管理職6%ということでカットをいたしております。この4%、6%をさらに引き上げる必要が出てくるだろうということで、先ほど申し述べたところでございます。

3番（松尾 仁君）

今、企画課長の悲壮な決意を聞いて、やはり片やこのような財政改革をやっていただくんだったら安心だなという思いをすると同時に、これから職員さんは大変厳しい時期を迎えるであろうというふうに私は思います。

当初、企画課長が個人的な見解ということで、3つ、4つ、こういったことについては削

減を考えるとということで、例えば敬老会とか、町民プールの云々。私も常日ごろこういったことを思っておったんですけれども、そこまで踏み込んで考えておられるということについては敬意を表します。ひとつ志を高く持って、これからそういったことをやらずと、この町の再建はできないんじゃないかと思しますので、ひとつ頑張ってください。

次に、税務課長のお話、税収の見積もりは、すべての話が、これは財政に絡むと悲観的な話にしかならんものだけれども、やはり大分下方修正していかんといかんというような感じでございますので、数字的なことは早くつかんで、町長のほうにもこれは見込みになりますということ伝えてください。ひとつ、よろしく願いしておきます。

それと建設課長のほうにお伺いしますけれども、この上峰町は、現在、一般の使用料、これは県のうちでも高いほうだということのお話がありましたけれども、ちょっと具体的な数字で一例で教えていただけませんか。

建設課長（江崎文男君）

ただいまの使用料金の質疑にお答えいたします。

使用料金につきましては御存じのとおり、上峰町においては、一般家庭において、1世帯2千円と、1人500円の人口での金額の使用料形態になっております。ただ、ほかの佐賀市とか唐津、鳥栖、伊万里、主に市役所あたりにつきましては、中には町のほうもあるんですけれども、先ほど述べましたとおり、浄水道の水量の使用料に合わせたところでの使用料の改定をもう先にやっているところもございます。

だから、一概にうちのような体制と、そのようなところの体制がイコールとは言いませんけれども、一応県の方の資料に基づいてお答えいたしますと、基本的には3人世帯、それと上水道の使用料からいきますと、3人世帯で月20立米ということでの統一した中でいきますと、本町においては、月1世帯当たり約3,500円になっております。ほかの町村等を見ても、隣接については3,500円等がありますけれども、下水使用料の換算でしているところについては2,500円とか2,800円とか、唐津あたりについては1,800円とかいう数字が出ています。よって、上峰町については、隣接とも同じような単価に大体なっているんですけれども、県内を見渡すと一番高い水準で、今、使用料金の体制で進んでいるということです。

3番（松尾 仁君）

そうしますと、一般家庭のほうについては、使用料については水準が高いので、これ以上ちょっとどうかというふうなことでございますね。必然的に先ほど話した法人のほうの使用料、これについていかにざるを得んということなんですけれども、これについては、今、調査中なんですかね。その場で結構です、法人については。

建設課長（江崎文男君）

事業所につきましては、一般家庭と若干違いまして、どこも。うちのようなところについては、一般家庭と事業所が分かれているんですけれども、先ほど申し上げました、上水道の

使用水量をしているところについては、一般家庭も事業所も同じ金額の体制でっております。

そういう中で、先ほどのような1世帯当たりの比較は出ていないんですけれども、事前にうちのほうで調査した中では、うちと隣接の市町村を比べますと、うちのほうが約2分の1ぐらいの使用料で動いているということです。

3番（松尾 仁君）

これは下水道関係については結論のほうから先に聞きますけれども、要するに事業者のほうを若干値上げして、そうすると維持管理と使用料はとんとんになるというふうなあれにいきますかね。それとも、ちょっとそれは無理ですよ。今現在、大体15,000千円から、年によってでこぼこあるけれども、大体そういったふうな逆ざやになっていますね。その解消は、この事業者のほうを手をつけると解消できますよと、使用料と維持費、管理費は大体とんとんになりますよと。それは時期的にいつですよ。22年度では間に合いませんとか、その辺のところ、結論だけで結構ですから教えてください。

建設課長（江崎文男君）

結論的に言いますと、事業所だけでは非常に困難だと思います。事業所を今の、計画的には幾ら上げるとか、具体的にはまだその料金体制は決めていないもので、幾らだとは申し上げにくいんですけれども、事業所だけの値上げといいますか、見直しについてで、先ほど言いました、維持管理を賄うのは非常に難しいと思います。それに、プラス一般家庭の料金を、その事業の料金体制を見直した後にどのぐらいのまた開きがあるのか、そこら辺を見詰めて一般家庭の料金を上げるものか、それと並行しながら、先ほども答弁いたしました維持管理のコスト縮減にも努めていきたいと思っておりますので、あくまでも事業の使用料金の体制の見直しとコスト縮減をしながら、どのぐらいの開きがまた出てくるのか、その開きについては、一般家庭のほうの使用料金の見直しをお願いして、皆様方にもお願いするような、一般家庭の使用料の見直しもしていきながらお願いするような形にはなるかと思っておりますけれども。

3番（松尾 仁君）

課長、1つだけ。

そういった見直しは平成22年度の予算編成、これに間に合うのか間に合わんか、それだけ。

建設課長（江崎文男君）

建設課といたしましては、平成22年度の当初予算で間に合わせたいんですけれども、今からちょっと調査等やって、あとは水道企業団との協議等もございますので、今の計画では22年度の当初予算では非常に難しいかと思っております。ただ、うちの計画としては、平成21年度中には事業所の使用料金の見直しはしていきたいと思っております。

3番（松尾 仁君）

そういったことで、ひとつしっかりお願いをしたいと思います。

最後に、これは町長のほうにお考えというか、お願いをしておきたいんですけども、各担当課長は、やはりそれ相応の危機意識を持ってお仕事をされておられるんですね。この機会に町民向けに、今、財政事情の公表というのはあるけれども、ちゃんと決まっていますけど、それ以外に、当町の財政状況はこうですよと、このようなことをこれから具体的に今考えております。逐一実行に移していきますというようなことを、町長自身のお言葉ではっきり、この時期やっぱり町民のほうに伝達をして、理解をしていただく必要があると思いますよ。何もやめますよ、それから、これこれについては若干相応の痛みをしていただきますというようなことをきちんとやっぱり町民に理解をしてもらう必要があります。これはインターネットはさることながら、上峰町の広報できちんと、今、上峰町財政再建のためには、こういったふうなことをやらにやいかんと。したがって、町民個々の家庭については、こういったふうな痛みが来ますけれども、それはひとつ甘んじて、みんなで力を合わせてこの町の再建をしていきたいと思いますというふうなことで、やはり理解していただくのが必要じゃないか。その時期にちょっと遅いんですけども、そういったことでやっていかんとだめじゃないかと思うんですよ。町長の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

町民への周知についての御質問ですが、先ほど申し上げました行財政改革推進本部会、これは課長を委員とする会ですけれども、ここで決定したことを踏まえ、来年度、町民会議を立ち上げまして、その町民会議での結論を議会及び住民への周知等、徹底していくという意味において、町民日より、上峰町公式ホームページに内容を掲載し、周知していくと。町議会は随時説明、報告を実施し、理解を求めていくというつもりでございます。

議長（吉富 隆君）

3番松尾仁議員の一般質問が終了をいたしました。

引き続き一般質問を行います。

4番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは、4番漆原悦子です。通告順に従いまして、質問させていただきます。まず、1件目は、負担金についてです。

鳥栖市、基山町、みやき町、あるいは吉野ヶ里町を合わせたところでの広域事務組合や協議会がありますが、事業内容はどうなっているのか。現状とこれからの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

2件目は、学校給食についてです。

本年4月より株式会社鳥栖給サービスへ民間委託となりましたが、6月議会で報告したとおり、問題が数多くありました。そのことを踏まえて、特別委員会を設置、検討していくことになっていましたので、経過報告をお願いいたします。その後、今後の取り組みについて

お尋ねをしたいと思います。

3件目は、健全育成についてです。

放課後、健全育成事業上峰児童クラブは平成14年に始まり、本年で8年目を迎えております。利用者もここ数年増加していますが、現状と今後の方向性をお聞かせください。

これで総括質問を終わります。

御答弁のほう、よろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

負担金について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

それでは、負担金についての御質問の中で、各種事務組合等の事業内容はどうかという漆原議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

お手元のほうに、広域市町村圏組合等負担金調べ（企画課）というものを差し上げていると思いますので、準備をお願いしたいと思います。

企画課といたしましては、鳥栖地区広域市町村圏組合の一般会計の部門、介護保険以外の一般会計の部門と、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会を所管いたしております。おのあの事業について御説明を申し上げたいというふうに思いますので、先ほどの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、鳥栖地区広域市町村圏組合では、1つには組合議会の開催など、組合の全体の管理運営業務がございます。これに関しまして、当町が278千円を負担しております。2つ目に、広域市町村圏実施計画書の取りまとめという業務がございます。これに17千円を負担しております。

下の表ですが、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会のほうでございますが、これにつきましては、御存じのように、中核工業団地の周りとか内部でございます、緩衝緑地及び隣接します公園緑地等の維持管理に関する業務を担っております。これには6,045千円を負担しております。平成20年度、21年度が本町が事務局を仰せつかっておりまして、平成22、23年度は、吉野ヶ里町が事務局を担当するということになっております。

なお、構成市町ごとの負担額等は、資料にお示ししているとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険を説明いたします。

介護保険というのは、40歳以上の方が加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときに介護認定を受け、介護サービスを利用できる事業なんですけれども、お手元の資料で、平成21年度広域介護保険負担金調べ（福祉課）という資料のほうで説明をいたしたいと思います。

ます。

まず、この分に均等割、人口割、高齢者人口割、実費割ということで計ということになっております。均等割につきましては全体の20%で、4市町なんですけれども、旧みやき町が3町分ですので、その分が3町分含まれて、6町分での均等割になっております。それから、人口割が60%。この60%につきましては、管内人口の上峰町分の人口案分で、上峰町分が7.5%になっておりますので、60%に7.5%を掛けました額、50,028千円ということの上峰町の負担になっております。それから、高齢者人口割、これにつきましては20%で、管内の人口が100%としまして、上峰町の高齢者の人口割、これの7.21%を掛けました額、15,848千円ということになっております。それから、実費割、これはアウトソーシングに伴います端末機の導入の実費経費負担でありまして、これが107千円。計の今年度、21年度の予算が102,629千円となっております。

なお、今後の見込みにつきましては、介護保険としましては、負担金等も伸びていくと思われる。ちなみに、決算額でいきますと、平成17年度決算額で79,949千円の決算額がありまして、平成20年度、今年度が84,611,606円ということで、この決算額からいきますと、今年度以降も徐々に伸びていくかと思われます。

以上です。

住民課長（鶴田直輝君）

住民課のほうにおきましては、三養基西部葬祭組合、それから三神地区環境事務組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀東部水道企業団が該当する各種事務組合等となっているところでございます。

お手元に資料を差し上げているかと思いますが、三養基西部葬祭組合には、本年度につきましては7,346,685円、それから、三神地区の環境事務組合の負担金といたしまして64,330千円、それから、鳥栖・三養基西部環境施設組合が169,006千円でございます。それから、佐賀東部水道企業団につきましては9,518千円となっております。

資料のほうに、それぞれの負担金の割合につきましては米印で表示をしておりますところでございますけれども、三養基西部葬祭組合におきましては、火葬場の設置及び管理、運営に関する事務を行っておるところでございます。それから、三神地区の環境事務組合におきましては、汚泥の再生処理施設の設置及び管理、運営に関する事務を行っております。それから、鳥栖・三養基西部環境施設組合におきましては、ごみ焼却処理施設、それからリサイクルプラザ、一時保管施設の設置及び管理、運営に関する事務を行っております。それから、佐賀東部水道企業団におきましては、水道用水の供給事業、それから水道事業に関する事務という形で行っておるところでございます。

三養基西部葬祭組合につきましては、稼働してから年数もたっておりますので、順次施設の整備、計画等が計画をなされておるところでございます。

それから、鳥栖・三養基西部環境施設組合におきましては、17年から21年までにつきまして、みやき町のほうが合併しておりますけれども、現在のところ、旧町、旧中原、旧北茂安、旧三根という形で3町分をお支払いするという形で、22年度以降につきましては協議をするという形になっております。みやき町、鳥栖市、上峰となりますと、鳥栖市と上峰町につきまして負担金がふえるというような形になっていきますので、その取り扱いについては、また首長会議なり、組合議会なりで今後検討されていかれることと思っておりますけれども、それがそのまま実行されますと、当町の負担にはね返ってくるというようなことは問題点としてございます。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

私のほうから、消防事務組合の関係について説明をしたいと思います。

お手元に資料を差し上げていますが、鳥栖・三養基地区消防事務組合、鳥栖市と上峰町、それからみやき町、基山町、1市3町で御承知のように構成をしておるわけですが、通常の消防業務と救急業務、あわせて担当していただいているわけですが、資料には本町の分だけしか掲げておりませんが、負担金の内容につきましては、主として、普通交付税の基準財政需要額を基に算定をされておまして、前年度の単位費用を持ってくるということになっております。したがって、今、資料、21年度の負担金で申し上げますと、20年度の基準財政需要額の常備消防費の部分の費用から救急業務の分を引いた額の大体64%を基礎とする。それに、救急業務は100%は算入いたしますけれども、それに高速道路での救急業務の交付金、あるいははしご車の購入負担金とか、特別負担金というのは、消防署の職員の関係の負担金でございますが、これも現在、21年度も含まれておまして、総枠にいたしまして118,715,589円というような額になっております。全体の額はそこには示してありませんが、上峰町の負担割合としては1割弱と、9.65%という負担割合になっておるようでございます。しばらくはこの金額で推移するのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

健康増進課長（江口正光君）

私のほうから、後期高齢者医療広域連合負担金納付金ということで説明させていただきます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、75歳以上の方は、これまでの国民健康保険や被扶養者保険から後期高齢者医療制度に加入することになりました。この制度は、佐賀県内のすべての20市町で構成する佐賀県後期高齢者医療広域連合が運営し、具体的には保険料の決定や医療の給付などを行っています。

今の市町の区域はそのままに、県内の市町は協力、連携して、後期高齢者医療事務を広域にわたり、柔軟かつ効率的に処理していくために設立された特別地方公共団体が佐賀県後期高齢者医療連合であり、安定的に制度を運営していくことを目的としております。

続きまして、お手元に資料を配しておりますので、これにより説明したいと思います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合に対する負担金及び納付金の件ですけれども、まず歳出の一般会計、414の19、これは町の一般会計ですけれども、定率負担金として全体の5割を公費負担で行うようになっております。このうち、国が6分の4、県が6分の1、町が6分の1ということで、対外的には12分の一部を負担するというので74,477千円を支出しております。

続きまして、特別会計211の19関係ですけれども、上の広域連合一般会計に共通しているものがあります。広域連合の運営費、派遣職員の人件費相当額等を2,683千円、これは広域連合の特別会計に支出しております。広域連合の一般会計共通費、特別会計共通費ともに、均等割が10%、人口割45%、75歳以上人口割が45%で算定されております。

また、上峰町が徴収しました保険料61,178千円と低所得者への保険料軽減対策に対し、財政基盤の安定を図るために、保険基盤安定負担金15,902千円を保険料等納付金として支出しております。この計算ですけれども、4分の3は県のほうから来ます。15,902千円のうちの4分の3ですので、11,926千円は県負担金として町の一般会計のほうに歳入として上げております。

下の歳入の町の一般会計ですけれども、これは広域連合の一般会計から上峰町の一般会計に、広域連合派遣職員負担金として派遣職員人件費相当額が支出され、上峰町の歳入予算として8,728千円を計上しているところでございます。

なお、金額につきましては、補正を組んでおりませんので、当初予算の数字を上げております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

説明ありがとうございました。

負担金というと、私たち議員といえども、なかなか細部までは入っていくことがとても難しい分野でありまして、町の代表者、町長、それから議会の代表、議長、副議長が出席して運営に当たっているという部分でもあります。そういう中で、負担金の金額というのは、うちの町はすごく大きな金額となっておりますので、私、監査をしているので余りお金のことは言えないんですけれども、これから先、どんどん大変になってくるのではなかろうかなということでちょっと質問をさせていただきました。

この中で、大体皆さんお聞きになっておわかりになったろうかと思いますが、保険料とかごみ処理とか消防とか、そういう部分というのは実質的経費だと思うんですね。その中で1つだけ、今回、実は7月30日の協議会のところで問題になった分に触れさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

7月30日の佐賀県東部緩衝緑地等維持管理協議会の中でお話が出たということで、8月4

日の日に私たちは全員協議会のほうで報告を受けたわけですが、この中で、どうしても私たちがわからない部分がありますので、その分を質問させていただきたいと思います。

この中で規約を、実は、私あるのではないかなと思って探しましたところ、町の条例の一番最後のほうに、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会規約というのが平成18年3月1日設置ということで載っておりました。ということは、これは前からあった協議会ですので、合併になった時点でこの規約も変わったものと今、判断させていただいているわけなんですが、この中で実は、今、お手元の資料の中の一番最初に報告された佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の中の緩衝緑地及び隣接する公園緑地等の維持管理に関する業務ということで報告を受けておりますが、上峰町負担が6,045千円、吉野ヶ里町が11,295千円、合計で17,340千円という御報告を受けましたが、この規約の中で、実は6ページほどずっと規約がついていたんですけれども、協議会の財務というところの中に、経費支弁の方法とか、予算の欄にその他の収入を歳入として協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出としますということが書いてありますので、その他の収入というのが別にあるものと思われます。

私も、実は19年度、2期目の議員になったときに、初めて監査委員を受けましたので、そのとき一度監査をした経験がありますが、この数字のほかに、多分あそこの東部工業団地の中はいろんな企業がたくさんあったかと思えます。そのところで、面積割とか均等割とかそういう部分で別会計のお金があったのではないかと思います。どのくらいそれがあるか知りませんが、それを加えたところでどういうふうなことにお金を使われているか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。数字は多分表になってあったのじゃないかなという記憶がありますが、よろしく願います。

企画課長（北島 徹君）

その他の収入というお尋ねでございますが、平成20年度の決算を、先ほど言われました7月30日に承認をいただいております。この決算によって御報告したいと思いますが、協議会へのその他の収入といたしましては、先ほど議員申されました、団地組合から負担金をいただいております。その金額が4,326千円、この団地組合の負担された会社の合計数は20社でございます。

あと、負担金の関係は、面積割ということになっておりまして、工場用地を含みますこの中核工業団地全体で110町分ほどございます。そのうち、工場団地を含む面積が、上峰町がおおよそ40町、吉野ヶ里町がおおよそ70町と、そういうことで負担金を計算されているということでございます。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

では、今、4,326千円、団地組合のほう、そちらのほうから入ったということですので、この分を合わせた金額で、17,000千円にこの金額を加えたところで運営がされているものと

判断をしてお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、以前は、私の聞き覚えによると、東脊振のほうで全部事務を担当されていたと聞き及んでおります。19年度に私、1年間だけかわらせていただいたときに、その交代をやるというふうな話を聞いた記憶がございますので、1年間だけのかかわりでしたが、今現在、20年度、21年度、吉野ヶ里町さんのほうで監査は受け持たれているものと思っております。

そのときに、この中で、それから事務局を受け持つと、その分は事務局を持った町に手数料、人件費分と職員負担分、それから事務所の借り上げ料とかコピー代といって、その年来るはずですよ。私、決算書を引いて、ちょっと確認をさせていただきましたところ、この金額が20年度の方で3,151千円、雑入のところに入ってありました。そうすると、この分を足して17,000千円に単純計算して21,000千円。21,000千円で3,000千円引きますと約18,000千円からのお金があるんですが、そのほかに、私たち、この間の全員協議会のほうでいろんな資料をいただいた中で事業を行われております。その中の金額を単純にはじいてみたら、12,988,500円という数字の御報告を受けました。管理等のほかに、多分電気代とかいろいろなこざこざとか事務の方だとかあろうかと思いますが、そういう部分ですと繰越金も出てこようかと思いますが、そこでお尋ねですが、ここには、協議会の担任する事務のところの第4条で、協議会は佐賀東部緩衝緑地及び当該緑地に隣接する公園緑地にかかわる次の事務を管理し、及び執行するとなっております。公園緑地の維持管理に関すること、2番目に用水路、公有水面の維持管理に関すること、調整池、公有水面の維持管理に関すること、4番目に道路、佐賀東部中核工業団地内の清掃及び除草並びに当該道路に設置された道路照明等の維持管理に関することとなっております。ここで、いろいろな管理をしてもらうわけですが、どのような管理体制をしてあるのかお聞かせください。

企画課長（北島 徹君）

管理体制という御質問でございますが、まず管理費といたしまして、先ほどの平成20年度の決算ベースでお話を申し上げますが、15,449千円ほど必要になっております。このうち、光熱水費といたしまして966千円、それから修繕料といたしまして372千円。この修繕の372千円は2件の案件でございまして、2業者さんに委託をいたしております。1つは看板の修繕、もう1つは街灯の不備の修繕をいたしております。

それから、委託料といたしまして、緑地の管理事業の委託をいたしております。これにつきましては、入札を実施して委託をする部分と、随契で委託をする部分というものがございまして、合わせまして、事業委託料が13,736千円ですが、委託の件数としましては22件ということで発注をいたしまして、地元の組合と申しますか、地元の地区と申しますか、そういうところも含めまして、12業者に委託をいたしております。

それから、工事請負費としまして、改修工事370千円。これも工事は2件ほどありまして、これは2件とも1つの業者さんをお願いをしているというようなことでございます。

一応、入札につきましては、指名競争入札で行いまして、先ほどの随契で各地区にお願いしているというものを若干申し上げますと、松葉地区の緑地組合、それから目達原、それから大曲というものがございます。そのほかに大池の周辺の除草ということで、大池に隣接しております大塚製薬の工場さんのほうにお願いしている部分もございます。

それから、あとは先ほどの合併浄化槽の設置もございますので、そういうもろもろについての利用というものを出示しておりまして、経費につきまして、再度大まかに申し上げますと、会議費が135千円、総務費、先ほど議員言われました職員の負担とか、それから事務所の借り上げ、そういうものが3,219千円。それから、説明しました管理費が15,449千円ということで、歳出合計が18,802千円ほどかかっております。

歳入としましては、2町からの負担金、それから繰越金、それから団地組合からの負担金、合わせまして35,032千円ほどあります。それで、その差額16,231千円が次年度、21年度への繰り越しというような状況になっております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

では、お尋ねをいたします。

今、維持管理とかそういう部分をずっとお話をしてくださいましたが、維持管理のために委託を大分されていると思いますが、今32社とか、たくさんずっと言われました。入札は一般入札と、それから随契もありますということでしたので、入札のやり方としてどのようにされているのか、その辺を教えてください。

企画課長（北島 徹君）

先ほど説明しました管理に関しましての入札の方法ということでございますが、この入札に参加いただく業者につきましては、年度、4月始まってからしばらくして上峰町及び吉野ヶ里町のほうにその業者の推薦というものをお願いいたしまして、吉野ヶ里町から2社、それから上峰町から1社、合計3社上がってきたところで、それをもって現場説明会及び入札会というのを実施するというに従前からなっているようでございます。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

再度お尋ねいたします。

年度当初に一応申告をして、業者推薦を上峰町から1社、それから吉野ヶ里町から2社、この分は旧三田川町と旧東脊振村が一緒になったため2社と判断をするわけですが、ここで推薦というのが今出てきましたけれども、規約の中とかいるんなところに推薦というのが、言葉が出てこないんですが、推薦というのは何か覚書とかそういう部分で取り決め等が、例えば、上峰町内1社、向こうは2社というのは、大体町村1社ずつということでわかるんですが、今、推薦と言われましたが、町にはいろんな業者さんたくさんいらっしゃると思うん

ですが、それを取り決めるに当たって推薦を1社出すということですので、そういう取り決めの覚書とかそういう部分が残されているのでしょうか。

企画課長（北島 徹君）

業者推薦の覚書というものがあるかというお話でございますが、私が存じている限り、そのようにきちとした形での覚書というのはないのではなかろうかというふうな気がしております。

議員言われましたように、もともと3町村でこの協議会を運営しておりました関係で、各町村に1社ずつというようなことで、当初そういう大ざっぱな割り振りで始まったのではなかろうかと。そこは私の推測ですが、そのように考えております。そういうきちとした形で、そういうふうにするというようなことはうたったような文書を見たことはありません。

4番（漆原悦子君）

この件に関しては、私は素人の分野に入ると思うんです。ちょっと分野が違うんですが、単純に報告を受けて、町推薦、いわゆる町長推薦ですよね。そういう部分で1社というふう聞いて、一般競争入札というのもちょっとおかしいのかなと、私が今思っているわけなんですよ。

金額的に、高い金額とか、少ない金額だからとか、いろんなとり方があろうかと思うんですが、この辺の推薦というのがいつからあったのか私も存じません。私は単純に、監査のときは、町に在住してというか、町でそういう造園とかやっていたらしゃる方と聞いた記憶があるんですが、その辺が、私も数字だけで、書類だけのチェックですので、そういう部分は見えないところだもんで、その辺は間違いないかと思うんですが、あとは町と町との話し合いとか、いろんなところでこようかと思うんですけれども、その辺をどういうふう考えてあるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

入札は、今言われたように、参加業者の推薦をして、今、聞いたところによると、覚書はないということです。というふうになると、町長さんが決めたどなたでもいいのかなとなるのかな、それとも、いわゆる町にあるところがするのであるのか、その辺の判断がちょっとわかりませんので、町長さんが、それを自分で言われたのか、事務の担当者からこういうふうになっていきますよと指示があって判断をされて決められたのか、その辺を町長推薦となったときに出す人選というか、業者の考えはどういうふうなものでしょうか、お聞かせください。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御質問で、この東部緩衝緑地等維持管理協議会の1社、町からの推薦、そのときの判断の基準はということでございます。ちょっと記憶があれですけども、たどっていけば、この東部緩衝緑地協議会について、おっしゃるように1社推薦という制度でずっとこの10年間以上来ているということをお聞きしました。それを受けて、吉野ヶ里町さんが

ら2社推薦、上峰町から1社推薦と、そういうことを受けて、私は口頭で聞いて、そのことを踏まえて1社、町長として推薦すべきということで推薦させていただきました。

以上です。

4番（漆原悦子君）

では、再度お聞きします。

私たちが、私がと言ってもいいんですが、わからないんですが、監査をやっていたときに、町に在籍している方を1社という感覚と、町長さんはうちに登録してある方の全体の中の1社という考えですよ。ととってよろしいのでしょうか。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御質問でございますが、町内から1社推薦ということで、町内業者から1社推薦させていただいたということでございます。

4番（漆原悦子君）

じゃ、続けて質問をさせていただきます。

では、私がいただいた資料によって確認をしますと、今までの実績からいくと、町内業者さん、いわゆる町内に本社があるところと判断されてもいいかと思うんですが、上峰町内に営業所があるところが今回入札の推薦に上がっているわけですが、この件がちょっと問題になったわけですよ。

ここでちょっとお尋ねしたいんですが、うちの建設課にいろんな書類を出されるわけですが、建設課として、例えば、先ほど言われた一般競争、指名競争の参加資格審査申請書というのが届け出られると思うんですが、そのときには納税証明書とかいろんなものが添付されて、資格に必要な部分が提出されると思うんですよ。そのときに、それさえそろってればオーケーなのか、現地も全部確認をしてから受け入れて、町の競争の資格審査を通しているのか、その辺はどうなっているのでしょうか、それを教えてください。

建設課長（江崎文男君）

ただいまの質疑につきましてお答えいたします。

まず、指名願の申請等のことなんですけれども、指名願につきましては、2年に1回ということで、うちのほうに申請が参っております。ことし、21年につきましては、21年、22年という形での申請が参っているところでございます。

その申請の受け付け等につきましては、提出書類等がそろっているかの確認をまずいたします。その中で書類が確実に入札参加資格申請書書類一覧表と見合わせながら、そろっておけば、基本的には受け付けをし、受付名簿へ登録という形になります。そのときに、あくまでも現場的なものと書類がそろっているかについての確認は、その場ではいたしておりません。

最終的には、上峰町の工事発注時において、もしそのようなところで指名をするとすれば、

その時点での確認はいたしますけれども、基本的には入札参加資格の申請時においては、書類審査のみでの登録という形になります。

4番（漆原悦子君）

では、続けてお尋ねをいたします。

今の建設課長のお話では、申請時の書類審査ということですが、今回、うちの発注ではないわけですが、今回、東部緩衝緑地のほうで、うちの町に営業所があるところを町長さんが推薦をされたということになったことで、この問題が出ているわけですが、それで私がかからないので、ちょっとお尋ねをしているわけなんです、私と町長さんとのとり方の違いがあるかもわかりません。そういう中で、実は営業所がないというふうな話もあります。そこで、それは追っていけばわかるでしょうけれども、今、入札物すごく厳しくなっていて、いろんな事務所があって、事務員さんがいて、技術屋さんがいてというぐらい、一般的に私たちがわかるのはそのぐらいしかわかりませんが、そういう厳しい中に、偶然と言ったら悪いんですが、そういう話が入ってきておりますけれども、この申請をされるときに、事実と相違ないことを誓約しますという一筆が必ず書類の中に、申請書の1行目かなんかに入っていますよね。そうなったときに、事務所は場所がちょっとずれていたとかいう場合、御存じなかったかもしれませんが、どういう理由か知りませんが、そういう部分の確認をさせていただきたいと思うのが1つ。

それと、先ほどからすごく気になっているのは、覚書もないのに、結局そういう推薦をして、一般競争入札と言って出すところ、推薦されるのはいいんですけど、今は2町ですけど、3社集まって、3社がみんな割り振っちゃったら、これを一般競争入札と言うのかなというところに私はちょっと疑問を持ったわけですよ。

ということで、これから先いろんなことを聞いても、私はもう難しくてわかりませんので、私が一番知りたいのは、今、企画課長はかわられたばかりです。その以前の担当課長がいらっしゃると思うんですが、その方も覚書というのはわかってらっしゃるのか。ましてや、町長さんはやっとなら半年ですよ。そうなったときにわからないだろうと思うので、その辺のずっと流れをしてきた中で、そういうものがあつたのかどうか、それをまずお聞きしたい。

それと、私たちはどうしても気になるわけですよ。きちんとされているだろうとは思いますが、そういう部分が一般的常識しか私もわかりませんので、そういう中で幾つか、20年度と21年度と入札価格が金額的に同じ金額で取れたりしている部分あるんですよ。というところで、うちがちょうど事務局ですので、資料の一覧表でも結構です。入札のときの資料の開示、提出というのはしていただけるものか、その辺を2つちょっとお聞かせ願えますでしょうか、よろしくお願いたします。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、営業所の有無の確認の件なんですけれども、議員さんの御指摘のとおり、

入札参加資格申請書の一番上の様式の中に「確約します」という一文が入っております。それに基づいて私たちも、要するに提出された業者については、その書類は信用性があるということでの、先ほどの答弁のとおり、書類審査のみでの受け付けという形になっております。

先ほどのその業者につきましては、去る7月30日にその協議会の中で問題等がされましたので、その後、建設課としては、事務の担当としてその確認をいたしております。その中には、営業所の一覧表等がございます。

なお、営業所については、その営業所を委任するという委任状も入っております。そういう中で、営業所の位置の確認をした中では、申請書に書かれているところでの番地には営業所は存在していなかったです。

以上です。

議長（吉富 隆君）

前企画課長、その覚書の問題について、知っている範囲で答弁を。なかったらなかったでいいじゃないですか。

子ども安全課長（川原源弘君）

事務引き継ぎ書の中で、上峰町から1社、吉野ヶ里町から1社という文書があったかというふうに記憶しております。それちょっと私の記憶の範囲内ですから、それは御了承方お願いしたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御質問で先ほどありましたが、指名願の書類の記載事項中、所在地番の誤りがあるということですので、主管課に訂正等の指導を行うよう指示したいと思います。

ほかの事業所にも同様の記載の誤記、そういった可能性がないか、今後は指名願に記された項目について疑問点があれば、すぐに照会して確認するなど、徹底を図りたいと思います。

また、有資格技術者の登録確認等も随時行いたいと思います。

先ほど、前企画課長が申されました事務引き継ぎ等の書類ということで、執行部として、これは私も口頭で町内業者推薦ということを聞きましたものですから、それは後で、執行部として前企画課長と私と課長で、しっかりその引き継ぎを受けたいと思います。

4番（漆原悦子君）

ちょっと時間がなくなりましたので、私もよくわかりませんのでこれで最後にしたいと思います。先ほどお願いした、入札のときの、今回ずっと8件ほど入札があっただけですので、その分の内容の開示をよかったですら書類で出していただくことを要請して終わりたいと思いますが、最後にその回答をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

町長（武廣勇平君）

資料の開示については、すべて出させていたいただきたいです。

以上です。

4番（漆原悦子君）

最後と言いましたが、済みません。

町長さん、慣れなくていろいろあったと言われるかもしれませんが、こういう手順というのはきちんとした諸手続があるかと思います。私、本当の素人なんです。こういうの、わかりませんけれども、普通の人聞いておかしいというふうなことがあれば、やはり町民も挙げて、みんな心配すると思いますので、今回すべての書類を開示していただけるということですので、早急にいただいて、私もこれからもう少し勉強して確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いして、これで終わりたいと思います。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。漆原議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時55分まで休憩をいたします。休憩。

午後 2 時38分 休憩

午後 2 時53分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

学校給食について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

それでは、漆原悦子議員の学校給食について、6月議会後の動きは、また、特別委員会はどのように進めていかれるのかという質問に回答したいと思います。

子供たちに安全でおいしい給食を提供できるように、6月議会後、2回程度協議をいたしました。6月議会で問題になりました調理完了時間から給食開始時間までの2時間問題。現在、12時30分から学校給食が開始されますので、業者の調理完了時間は10時30分になります。よって、当日の献立の内容により調理の準備、調理時間に若干の時間のずれはあるかもしれませんが、業者の調理時間完了厳守を強く要望しております。あわせて前日調理、料理のつくり置きはやめていただくよう、強くこれについても要望、指導しております。

それと、栄養士の調理場における居場所の確保及び管理指導についてというふうな問題でございますけれども、居場所の確保につきましては、机を置いていただきまして確保できております。

調理現場での調理の状況の確認、指導でありますけれども、1学期終了前までは給食の配

ぜん業務と絡みまして、月2回ほどしかできておりませんでした。2学期開始からは週2回から3回というふうなことで計画をいたしております。

食材につきましても、新鮮な食材の使用を指導し、栄養士による腐食のチェックも強く強化をいたしております。

配ぜん業務につきましては、6月議会で答弁いたしましたとおり、配ぜん業務は契約にいてないというふうな申し出により、1学期終了までは小・中学校とも教職員及び学校の事務職員、行政によって対応をいたしておりました。しかし、小学校については現在の職員体制では困難であるとのことであり、6月議会において、2名の雇用を緊急雇用補助で実施していくという補正予算を計上し、承認をしていただきましたので、2学期の始業とともに雇用をしております。なお、緊急雇用補助の期間が3年間というふう聞いておりますので、その期間は臨時雇用をしていきたいと思っております。その後につきましては教育委員会、また学校、業者、3者で十分協議、検討し、対応していくというふうな考えであります。

特別委員会につきましては、6月議会後、特別委員会を設置し、現在まで2回開催いたしました。給食のあり方、業者からの協議等を検討しております。今後も業者からの要望、または協議があった場合はもちろんのこと、必要に応じて開催をしていきます。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

学校給食について質問をさせていただきます。

今、教育課長のほうから答弁をいただきました。6月議会でいろいろ問題が出たわけですが、時間の2時間問題とか、そういう部分はどうにかクリアはできているようです。つい先日、議会が始まる前に一度学校のほうに出向き、流れを見させていただきましたし、その時点では前回57度いってないというふうな厳しい要求をしたんですが、今回は温かく60度超えた温かい汁物が届いておりまして、お茶わんを持って温かいというのがわかる献立でもありました。たまたまそのときが、かきたまがあったから温かかったのかもしれませんが。だけど、その時点では、保護者の方が偶然にも2名来ていらっしやいまして、私も一緒に検食というか、試食をさせていただきました。そのときやっと給食らしい給食ですねということで、保護者の方が喜んで帰られたのが、とても印象的でよかったかなと思っておりますので、食事が遅く着いて、早くつくられて冷たいまま来るといいますかね、そういう部分は何とかクリアできたかなと思っております。

まだまだ問題点はあろうかと思いますが、その中で私がちょっと気になっているのが、今、話にもあったんですが、机を先方さんのほうに、鳥栖給食のほうに栄養士の机を置いて常勤というふうな、毎日そこでチェックということで話を進めておりましたが、今言われたように1学期の間は月に2回だったですかね、なかなか行けないということで、完全向こうにお任せ主義というんですかね、そういうふうな状態だったんですが、2学期からはもうほとん

ど直行していただいて、向こうのほうの調理の現場に入っただけという状態だと聞いております。私も本人さんから聞いて、朝、真っすぐ現場に行って、そこで調理をして、間に合わないときは1便を出した後に、自分で料理を運んで学校まで届けるというふうなこともしてありました。本当に頭が下がる思いなんですけど、そこですごく気になるのが栄養士さんの処遇です。前回、6月議会のほうでも言ったんですが、1,030食ですね、1,000人以上の児童・生徒の食を預かる立場として、栄養士さんが臨時であるということ、これはもってものほかだだと思います。教育委員会の要綱とかその辺を見ますと、今、臨時雇用というのは3カ月、4カ月、半年、1年。各課というか、例えば教育委員会、役場、社会福祉協議会、いろんなところによって、聞いていると、今ばらばらになっているんですね。教育委員会はどうも4カ月ですね。その中で4カ月はちょっと中途半端ということで、3カ月で臨時打ち切り、解雇、とりあえずもう解雇ですね。だから2カ月したら解雇ですよ。1カ月採用されるかな、どうかと思いつつ、次また3カ月契約です。そういう2カ月間ははららどきどき、2カ月したら1カ月ははらはらの、多分生活をしていらっしやるんじゃないかなと思うんですが、給食に至っては、6月議会でも言いましたように、正職の栄養士さんがいるのが基本だと思います。今回どうしても我が町の指定して下さった人ができないということで、応急的に県のほうから御紹介をいただいて、今来てもらっているわけですけども、そういう中で臨時、それも3カ月1回のずっとそういうふうなことがあっていると。というのはどうしたことかなと思いますので、これから先、今後どういうふうを考えていらっしやるのか、その辺を担当課にちょっとまずお聞きしたいなと思うのが 権限はないでしょうけど、その辺の対応、私が見ている限りにはかわいそうかなと、女性同士だからしょうがないのかなと言われるかもしれませんが、かわいそうかなと思いますし、その辺があります。

それと、もう1件はやはり緊急雇用で、今、予算を6月議会でいただきましたので、9月からは配ぜんのために2人の方が見えております。一応、来年3月までということで最長3年、23年度までとお聞きしておりますが、政権も変わりました。これももらえるかどうか、県の分だからいいだろうとは思いますが、これもはっきりと確約ができませんので、その辺の対応を今後どうしていかれるつもりなのか。この2つを先にまずお考えを課長、次長がいいですかね。考えていらっしやるところで回答をいただければと思いますが、まずお願いいたします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

4番議員の給食の問題で、2点ほど今御質問がありましたけど、前回6月議会でいろいろ問題がありまして、うちのほうも夏休み、7月、8月、十分業者とも検討してき、今ちょっとお褒めの言葉かなというような感じを受けておりますけれども。それで、ちょうど漆原議員が向こうに試食に行かれたときに私も同席しましたけれども、少し温かかったかなというふうに感じております。そんなふうには保護者の方が2名喜んでいただけたというのは、きょ

う初めて聞きましたけど、本当に感謝しております。

それで、栄養士の処遇の問題ですけれども、当初うちのほうで当初予算では臨時というような形で、臨時しか無理だろうというような、当初予算を計上するときに、そういう形しか自分が来れないというようなことを最初聞いておったもんですから、それで、その後なかなかうまく人がですね、県のほうにお願いして今回の方になったわけです。それで、本当に早くそういう免許を持っておられる方の、それ相応の給料体制にしていかなばいかなじゃなからうかなというふうには考えております。この分については、もちろん財政当局に交渉していかなばいかなというふうには思っております。

それから、配ぜんの問題につきましては、これは6月議会でも言いましたように、本当に心痛をしているところでございますけれども、一応平成23年度まではというような気持ちでうちはいるんですけれども、それが来年切れるかもわかりませんし、その部分も含めて学校とも十分協議をしていかなばいかなし、じゃ、どういうぐあいに学校にお願いするか、うちのほうの体制はどうかと、人事も含めて、そこら辺も少し視野に入れて、校長さんあたりとも協議していきたいと。毎月1回校長会をしていますので、その部分でもいい案があればというようなことで検討していきたいというふうには考えています。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

教育委員会は、本当に給食については6月以降いろいろな交渉事、御苦労さまでした。私も見ていて、いろいろと厳しいことを言いましたけれども、子供たちが喜ぶことが一番ですので、労を惜しまず頑張っていたきたいと思います。

その中で、一番今言ったように栄養士さんの処遇なんですけど、学校栄養士さん、もしくは栄養士さんというのは、学校給食の実施に必要な知識、もしくは経験を有する人でなければいけないという条件があるわけですよ。そういう中で、県のほうから御紹介でということであらわれているので、県の御紹介ということは多分、待機されているのかなと私は思います。ということは、来年、もし空きがあったらどこかに行かれるおそれもあるのかなと私は思うわけですね。紹介というと意外とたくさん待機していますからね。その辺を思うと、今の現状、この4月から本当にいろんなことが起こっておりますが、一生懸命携わってくださっていらっしゃいますし、何とかきちんと軌道に乗るまでということで、労を惜しまず頑張っていられるのは、私もちょこちょこ教育委員会に行って、臨時といえど本当に頭が下がっております。そういう中で、先ほど報告したように、毎日現地へ行ってここまで来る、そしてまた帰ると。給食の検食から全部やって、全部終えて、1日のことをやって、また次の日というようなことで、臨時の人の負担にしては厳しいのではないのかなというのを私は思っておりますので、もし財政的に許すのであれば、御本人さんの希望もありますでしょうけれども、いろいろ臨時じゃなくて、もう少しいい待遇に処遇をしていただかないと、子供の

食を預けるためには保護者の立場からしても安心はできないのかなと思っております。と同時に、もし何かあったときの責任はとれないのではないのかなと危惧していますので、その辺の配慮をお願いしたいと思います

そして、調理場の管理、立入検査という部分、民間委託のですね。まず文科省の基準が3つあるんですよ。献立の作成という部分は設置者が行う。これはまずクリアをしました。物資の納入で、調理場の管理、立入検査という部分があるんですが、今のところ、この部分が管理とまではまだいいいせんけれども、2学期に入って連日のように行っていただいているので、無理のない程度で少しずつ入り込んでいらっしゃるのかなと思っております。向こうの方がやはり業者のお弁当屋さんという感覚だったのかなと、学校給食という基準じゃなくて。何となく食材があれば早くつくらないかん、早くつくらないかんというふうな感覚であったように聞き及んでおりますので、少しずつ学校給食の流れを理解していただけたら少しよくなるのではないかと考えております。安全確保の3つの部分は食材になってこようかと思いますが、パンが一度異物混入ですかね、何か混入しましたね。そういうことで、何かあったときはうちの業者を使ってくださいという条件を出しておりましたので、パンは以前から我が町が仕入れ業者としていたところから搬入をしております。

最後の課題としては、食材を、今、向こうで購入していらっしゃるんで質が落ちたという部分もあります。2学期、一生懸命やって少しよくなりましたが、行く行くは町長さんも公約に上げていらっしゃいました地産地消、町のをちゃんと使ってということは上げてありますので、その辺をうまくして、もとに戻せたらいいのかなと思いますが、これも何らかの要請がないといけませんので、結構、要請をしている限りでは、先方さんにも負担が出てきているんじゃないかと、私たちは教育委員会の担当者も思っていると思いますので、その辺でうまく合致して、食材までうちでやればもう言うことなしかなと、それについては教育委員会等も負担がかかろうかと思いますが、何度も言いますけど、子供たちのためと思ってやっていただければと思います。

ただ、1つ問題があるのが、向こうに民間委託したときに、何の連絡もなしに業者をぶちっと切ってしまうんです。そこをすごく心配しておりますので、そういう話がありますので、担当課のほうでその辺をきっちり確認して、業者さんとのコミュニケーションをとりながらやっていってほしいと思います。

もう1つは特別委員会ですが、行政の中でいろいろ確認をしながら今やっておりますが、一つ一つクリアをしながら行くのはちょっと時間がかかりますが、ある程度、学期ごとに1回の学校給食運営委員会というのがありますので、この議会が終わった後でも、ちょっと時間がとれたらば、今の現状をよければ早目に役員の方に御報告をして、今後の取り組み、それから仕入れの食材についても、よくなったとはいえ、バスのところでずっと行って、子供たちに私聞いたんです。子供たちの反応は微妙でした。微妙はどうとっていいか

わからなくて、再三聞いたんですけど、同じ答えしか言いませんでしたので、ちょっと学校にちょいちょい出向いていくしかないのかなと思って、その日の好き嫌いもありますから、課題はたくさんありますので、その辺で学校給食、頑張っとうまくやっていただきたいと思っておりますので、町長さんが、1つだけ、私はお願いごとばかり今していますので、1つお聞かせもraitたいのは、先ほどの栄養士さんの話を私ずっとしていますよね。その待遇を聞かれてどう思われるのか。このままでずっと行かれるのか、来年を見据えて考えていこうと言われるのか。金立まで自分の車で往復してあるんですけども、ガソリン代、多分、今、高いから考えたって何万円とかかかっていると思いますよ。そういうのを一臨時の人って、通勤手当も多分ないと私は思っておりますので、その辺で改善できる面があれば検討していただければ、ちょっとやる気がまた違ってくるのかなという部分もありますので、財政等の絡みもありましようけれども、頭に入れて、今、私が聞いた限りでどういうふうにお考えか、それだけお聞かせしていただければと思います。よろしく願いをしておきます。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御提案で栄養士さんの処遇についてですが、今お話を聞いている上でも、これは次長のほうからも説明がありましたけれども、栄養士は、もともと当初予定していた人が、うちの内部で栄養士さんの確保ができずに、県からお願いして連れてきていただいたわけでございます。この栄養士さんが、また来年、契約期間が過ぎた後にいなくなれるということは、うちの学校給食において大変な影響を及ぼすわけでありまして、その処遇については、今後、次長と給食委員会を通じて検討していきたいと思っております。先立つものがない、財政的な余裕がないという中ではございますが、それよりも影響が大きい部分ではあると思いますので、栄養士さんの処遇について改善していく方向で検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

健全育成について、執行部の答弁を求めます。

子ども安全課長（川原源弘君）

健全育成について、上峰児童クラブの現状、今後の方向性という形で答弁させていただきたいと思っております。

放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉法の規定に基づいて、保護者が労働などによって昼間、家庭にいない小学校1年生から3年に就学している児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びなどの場を与えて、その健全な育成を図ることを趣旨として、その実施を定めているところでございます。

本町では小学校体育館2階において、いわゆる71名以上の大規模クラスとして実施し、年間239日ほどお預かりしているのは現状でございます。今後の方向性といったしましては、事

業の継続はもちろんでございますけれども、平成22年度から、来年度から国、県要綱の改正がございますので、これに踏まえたところで放課後児童の就学日数、それと日数の経過措置の廃止、それと71名以上の大規模のクラブを改正しなさいというような転換がございますので、250日以上就学日数並びに2クラスへの転換等を図るなどして、当該事業の実施要綱の改正を踏まえたところで、補助基準に適合した体制を整え、適正な運営を図っていこうという計画で、来年度以降2クラスで250日以上就業日数を保持していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

時間が少なくなりましたので、かいつまんでお話をさせていただきます。

今課長のほうから御報告があったとおり、平成22年度から内容ががらりと変わります。ということで確認をしたわけですが、年間250日以上開所、実施するということになっているわけですが、今の現状の平日月曜日から金曜日までだと日数が足りませんよね。だから、そういう部分で土曜開庁、土曜も実施したいというふうなお話があったらと思うんですが、土曜日に預かるとなると、今、企業等もお休みが結構多くなって、両親ともに、その条件にクリアする方がないのではと私は思うんですよね。おばあちゃんがいるとか、だれがいるわけですよ。両親ともに正社員で働いて、なおかつ土曜日までいないとなったら、今現在8年やっているわけですし、8年の間にそういう問題が多々出てきていたと思うんですよね。だから、そういう部分で土曜クラブを開庁したいという希望はあったときに、私、前回もったいないじゃないですけど、もうちょっと考えられないかというふうな意見を申し上げたかと思えます。別の組織の中で、子供たちを公民館事業とかいろんなところで預かれないかなという部分があって言ったわけですが、そういう中で、今現在、子ども安全課のほうで把握している中で、土曜日までどうしても預からなくてはいけないという子供たちがいるのかどうか教えてください。

子ども安全課長（川原源弘君）

御指摘のとおりでございます。

父兄さんという接する状況でございまして、年間250日をクリアしなくちゃいけないということであれば、金曜日までは現状は239日、長期休業まで含めたところで239日でございます。あとほんのわずか11日というのが非常にみそなところでございますので、どうしても土曜開庁が必要でございます。要綱等をよくよく調査いたしますと、体制を整えていて、状況を踏まえてこれなかったということは1つクリアできるんですよ。場所は提供しますよ、そこに保育、要するに面倒を見る指導員があれば、それも加算していいよという話もございます。それで、あと就学も現状1年から3年までということもあります。父兄さんたちとの立ち話の中で、土曜日というよりも、持ち上がったとき、4年生になったとき長期休業をど

うすればいいだろうかという相談事を最近やっぱり非常に耳にいたしますので、今度、新年度を迎えてはそういう要望を踏まえたところで、この上峰町の規定を変える必要がございますけれども、1年から3年というのを、これを延長するのも1つの方法じゃないかなというふうに思います。あと239日に対して250日のクリアというのも、これも月に1回とか、随時あけてきますよとか、そこら辺は今後、状況を見ながら検討して、学童の充実に図っていかねばならないというふうには思っております。今後そこら辺は調整して、町長との協議を踏まえて、22年度の実施形態を整備していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

課長から御報告のとおり、やはり250日が適合しないということで心配をしておりましたが、いろいろなやり方があるということですので、期待はしたいところです。

こちらのほうも県の緊急雇用創出の分で、人件費をさきの6月議会のほうでもらっておりますが、これも先が同じ条件だと思います。給食の言ったときと、23年までとかが最長だろうと思います。小児とか高齢者に限りというふうな部分もあったかと思うんですが、そういう部分に入ってこようかと思っておりますので、来年度予算等も厳しいという中で、やはりどのように持っていくかが問題かなと思っております。

それと同時に、先に言われてしまいましたが、私も1年生から3年生までの上峰児童クラブですね。やはり御父兄さんたちからは、もう少し上の年齢まで預かってもらえないだろうかという要望が多々あります。その部分を今後検討して、全部が全部じゃなくていいと思うんですよ。やはり子供にもできる子とできない子、留守番できる子、できない子、なれるまでとかいろいろありますので、柔軟な対応で対応できるように希望をしておきたいと、来年度の計画に向けて希望しておきたいと思っております。

それと同時に特学ですとか、いろんな子供たちがいるんですが、そういう子供たちを預かる場所がやはりなかなかありません。そういう中で、私がちらっと聞いたのが、宿題はちょっと言ったんですけど、まずないだろうという回答もらったんですが、吉野ヶ里町とかで、そういう子供たちも受け入れていますよという話を聞いたりもしました。私、時間がなくてちょっとそこまで手を広げることができませんでしたので、もしその辺のことがわかっているら教えていただきたいと思っておりますし、健常な子供たちだけでなく、ちょっと障害のある子供であっても預かれる体制ができればいいのかなと。今3人で見ているところが1人ふえているから4名になっているわけですので、その辺ができるものなのか、できないものなのか、検討していく段階であるものなのか。していただけるとなれば、そういうお母様方もやはり結構仕事をやめられたりして、子供がいる間は仕事やめましたと言われた方もいらっしゃいましたので、その辺もあわせて検討していただきたいというお願いを込めて、終わりたいと思っておりますが、さっき私が言った部分で、もしわかる部分があったら御回答いただ

いて、終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

子ども安全課長（川原源弘君）

まず、特枠の、要するに養護等に類する方は、現状でも1人受け入れて、その分の人件費は、その分は国・県補助をいただいております。

あと、もう1つのお話といたしまして、他町の小学校の児童受け入れがいかなものかということなんですけれども、実際、上峰町ではございませんでしたんですけれども、近隣町で1カ所ございました。要するに、広域的な学校に行かれています方、例えば、上峰町の放課後児童で預かったらどうかというお話なんですけれども、それは佐賀県の実施要綱にはあえて記載されておりませんが、その町は他市町にある県立聾学校や県立養護学校、例えば、中原養護学校ですね。そのお子さんを夏期限定という形で、福祉的な見地という形で、夏休みだけをお預かりしたという形で、ごく限られた期間だけをお預かりしている現状でございます。もちろん、そういう特殊学校も放課後児童対策やっていますので、その夏休み版として、ちょっと措置がなかったんでお預かりしたという話を聞いておりますので、もしそういう状況があれば、上峰町もそれに対応しなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時26分 散会